



**消防用設備等**

**設置基準早見表**



内容：平成28年4月1日現在

# 目 次

第 1 防火対象物の用途区分	1
第 2 防火対象物の用途区分表	8
第 3 主たる用途と従属用途の区分	10
第 4 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途（項判定）の定義等	15
第 5 収容人員算定早見表	44
第 6 用途（項）別消防用設備等設置基準早見表	45
第 7 設備別消防用設備等設置基準早見表	109

# 第1 防火対象物の用途区分

(政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い)

建築物は、その使用目的によりそれぞれ分類され、法第17条第1項の規定により、政令で定める防火対象物の関係者は、政令で定める基準に従って「消防用設備等」を設置し、維持することが義務付けられている。

これを受け、政令第6条では、法第17条第1項の政令で定める防火対象物を「政令別表第1」に掲げるものとして、防火対象物を(1)～(20)項に区分し列記している。

なお、用途の区分にあたっては、「第3 主たる用途と従属用途の区分」並びに「第4 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途（項判定）の定義等」を参照の上、防火対象物の使用実態、管理状況等に応じた項の判定を行うこと。

## 1 各項に共通する事項

### (1) 各項における用途の定義（項判定）

項判定にあたっては、防火対象物の使用実態、管理状況及び災害時等の危険性等を考慮して行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、「第4 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途（項判定）の定義等」を参考とすること。

### (2) 同一敷地内の2以上の防火対象物の取扱い

同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとの用途で項を判定すること。

ただし、各用途の性格に応じて、主たる用途に従属性に使用される防火対象物にあっては、主たる用途に包含されるものとして取り扱う場合があるので、項の判定にあたっては、その利用形態など十分留意すること。

\*例示\* 大学の校舎以外の施設：学生会館・研究室等 → (7)項として取り扱う。

### (3) 主たる用途と従属する用途の取扱い

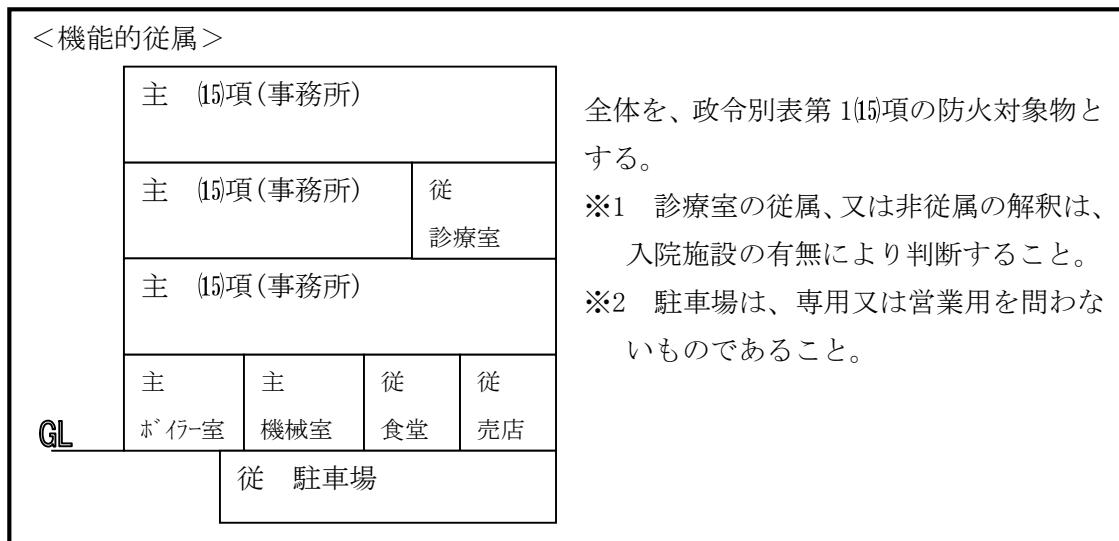
#### ア 機能的な従属と認められる場合

異なる2以上の用途（政令別表第1(1)項～(15)項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における、当該2以上の用途とする）のうちに、一の用途で当該一の用途に供される防火対象物の部分が、「その管理についての権原、利用形態その他の状況により、他の用途に供される防火対象物の部分の従属性的な部分を構成すると認められるもの（この項において「管理についての権原等」という。以下同じ。）」があるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。（第1図参照）この場合における「管理についての権原等」とは、次に該当するものをいう。

- 「第3 主たる用途と従属用途の区分」A欄に掲げる防火対象物の主たる用途部分（同表B欄に掲げるもので、これらに類するものを含む。）に対して、機能的に従属性的な用途部分（これらに類するものを含む。）で、次の(1)～(4)に該当するものであること。

- (�) 当該従属性的な部分についての管理権原を有する者が、主たる用途部分の管理権原を有する者と同一であること。
- (注) a 主たる用途部分とは、防火対象物の各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属性的な用途部分の面積よりも大きい部分をいうものであること。
- b 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気・ガス・給排水・空調等）等の設置、維持、又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であること。
- (弐) 当該従属性的な部分の利用者が、主たる用途部分の利用者と同一であるか、又は密接な関係を有すること。
- (注) a 従属性的な部分の利用者が、主たる用途部分の利用者と同一であるとは、従属性的な部分が、主たる用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの、又は主たる用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(a)及び(b)に該当し、かつ、「第3 主たる用途と従属性用途の区分」C欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む）であることをいう。
- (a) 従属性的な部分は、主たる用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。
- (b) 従属性的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有していないものであること。
- b 従属性的な部分の利用者が、主たる用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属性的な部分が、主たる用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前 a. (a)及び(b)に該当し、かつ、「第3 主たる用途と従属性用途の区分」D欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む）であること。
- (弌) 当該従属性的な部分の利用時間が、主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一（残務整理等のための延長時間を含む。）であること。

第1図



#### イ 従属するとみなす場合（みなし従属）

前アで述べた主たる用途部分に、機能的に従属しない独立した他の用途があっても、次の(ア)及び(イ)に該当するものは、従属するものとしてみなすことができるものであること。（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで若しくは(6)項ロ又は(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる用途に供される部分を除く。）（第2図参照）

- (ア) 主たる用途部分の床面積の合計（他の用途と共に用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の床面積は、原則として、主たる用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じて按分するものとする。以下同じ。）が、当該防火対象物の延べ面積の90%以上であること。
- (イ) 主たる用途部分以外の独立した他の用途に供される部分の床面積の合計が、 $300\text{ m}^2$ 未満であること。

第2図

<みなし従属>				
主 (5)項ロ $1,000\text{ m}^2$ (寄宿舎)				① 独立の用途(キャバレー)部分は、機能的に従属しないので、前1.(3).アの(ア)～(イ)に該当しない。
主 (5)項ロ $1,000\text{ m}^2$ (寄宿舎)				② 主たる用途部分の床面積の合計が延べ面積の90%以上であり、かつ、独立の用途(キャバレー)の床面積が $300\text{ m}^2$ 未満である。従って、前1.(3).イの(ア)及び(イ)に該当する。
主 (5)項ロ $1,000\text{ m}^2$ (寄宿舎)				<u>全体を政令別表第1(5)項ロの防火対象物とする。</u>
GL	主 ホー室 $200\text{ m}^2$	主 機械室 $200\text{ m}^2$	主 食堂 $400\text{ m}^2$	従 売店 $200\text{ m}^2$
独 キャバレー $290\text{ m}^2$				※ 機能的に従属する用途は、当該主たる用途に含めて算定すること。

(注) 主たる用途+機能的従属用途  
 $3,800\text{ m}^2 + 200\text{ m}^2 = 4,000\text{ m}^2$  (93.2%)  
独立用途  $290\text{ m}^2$  ( $300\text{ m}^2$ 未満)

#### 共用される床面積の按分方法

※ 共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途部分と他の独立した用途部分のそれぞれの床面積に応じて按分するものとし、その算定方法は、原則として次のように行うものとする。

- ① 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- ② 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- ③ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

#### (4) その他の取扱い

##### ア 同一項内の用途が混在する場合の取扱い

政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。

なお、同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在し(3).イによる「みなし従属」とならない場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

また、(6)項イの(1)～(4)並びに(6)項ロ及びハの(1)～(5)の区分については、特定の消防用設備に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の用途であり、便宜上、詳細な分類を設けたもので、この詳細な分類を異にすることをもって「2以上の用途」とすべきではない。そのため、一の防火対象物に(6)項イの(1)～(4)が混在するような場合等では、複合用途防火対象物として取り扱わないものであること。

##### イ 昼夜によって使用実態が異なる場合の取扱い

昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって判定すること。

ただし、消防用設備等の設置にあたっては、それぞれの使用実態に適応したものを設置するよう指導すること。

##### ウ 危険物施設の取扱い

法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）は、その利用形態により、政令別表第1各項のいずれかの防火対象物、又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

##### エ 政令第8条区画有無の取扱い

項の判定にあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

## 2 一般住宅が存する場合の取扱い

一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前1の(1)～(3)までに準ずるほか、次により取り扱うものであること。（第3図参照）

#### (1) 一般住宅に該当する場合

政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、50m<sup>2</sup>以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

#### (2) 政令別表第1の防火対象物に該当する場合

政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、政令別表第1の防火対象物に該当するものであること。

#### (3) 複合用途防火対象物に該当する場合

ア 政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、50m<sup>2</sup>を超える場合は、複合用途防火対象物に該当するものであること。

イ 政令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合（10%以内の違いをいう。）は、当該防火対象物

は、複合用途防火対象物に該当するものであること。

(注) ① 一般住宅は、前 1.(3).アに定める従属的部分に含まれないものであること。

② 一般住宅と政令別表第1に掲げる防火対象物が、長屋式の形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表第1に掲げる防火対象物の床面積の合計とで用途を判定するものであること。

第3図

(1)の場合	<table border="1"><tr><td>政令別表 第1(4)項 49 m<sup>2</sup></td><td>個人住宅 150 m<sup>2</sup></td></tr></table>	政令別表 第1(4)項 49 m <sup>2</sup>	個人住宅 150 m <sup>2</sup>	[一般住宅として取扱う] 個人住宅 > 政令別表第1の用途区分 かつ $50 \text{ m}^2 \geq \text{政令別表第1の用途区分}$
政令別表 第1(4)項 49 m <sup>2</sup>	個人住宅 150 m <sup>2</sup>			
(2)の場合	<table border="1"><tr><td>政令別表 第1(6)項 500 m<sup>2</sup></td><td>個人住宅 200 m<sup>2</sup></td></tr></table>	政令別表 第1(6)項 500 m <sup>2</sup>	個人住宅 200 m <sup>2</sup>	[(6)項として取扱う] 個人住宅 < 政令別表第1の用途区分 ※ 面積の差が延べ面積の10%を超えるもの
政令別表 第1(6)項 500 m <sup>2</sup>	個人住宅 200 m <sup>2</sup>			
(3)アの場合	<table border="1"><tr><td>政令別表 第1(4)項 100 m<sup>2</sup></td><td>個人住宅 200 m<sup>2</sup></td></tr></table>	政令別表 第1(4)項 100 m <sup>2</sup>	個人住宅 200 m <sup>2</sup>	[(16)項イとして取扱う] 個人住宅 > 政令別表第1の用途区分 かつ $50 \text{ m}^2 < \text{政令別表第1の用途区分}$
政令別表 第1(4)項 100 m <sup>2</sup>	個人住宅 200 m <sup>2</sup>			
(3)イの場合	<table border="1"><tr><td>政令別表 第1(4)項 240 m<sup>2</sup></td><td>個人住宅 210 m<sup>2</sup></td></tr></table>	政令別表 第1(4)項 240 m <sup>2</sup>	個人住宅 210 m <sup>2</sup>	[(16)項イとして取扱う] 個人住宅 ≈ 政令別表第1の用途区分 ※ 面積の差が延べ面積の10%以内のもの
政令別表 第1(4)項 240 m <sup>2</sup>	個人住宅 210 m <sup>2</sup>			

(参考)

<共同住宅にオーナー住宅が付随している場合の取扱い>		
階 段 室 GL	オーナー住宅等 共同住宅 共同住宅 共同住宅 共同住宅	共同住宅 オーナー住 宅等 共同住宅 GL
※ 全体を(5)項ロとして取り扱う。		

### 3 複合用途防火対象物の取扱い

#### (1) 特定用途部分の判定

1. (3)及び前2により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、政令別表第1(1)項から(4)項まで ((2)項ニを除く。)、(6)項 ((6)項イ(1)から(3)まで若しくはロ又は(6)項ハ (利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)を除く。)又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(次のア、イ及び第4図で「特定用途部分」という。)が存するものであっても、次のア及びイに該当するものは、同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。(第4図参照)

この場合、当該特定用途部分の消防用設備等の設置にあたっては、主たる用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱うものとする。

ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延床面積の10%未満であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300 m<sup>2</sup>未満であること。

第4図

延べ面積 5,000 m <sup>2</sup>		
主 (15)項 (事務所) 800 m <sup>2</sup>	独 (2)項イ (キャバレー) 200 m <sup>2</sup>	
独 (7)項 (研修所) 400 m <sup>2</sup>	主 (15)項 (事務所) 600 m <sup>2</sup>	
主 (15)項 (事務所) 1,000 m <sup>2</sup>		
主 会議室 500 m <sup>2</sup>	従 食堂 410 m <sup>2</sup>	独 (2)項ロ (遊技場) 90 m <sup>2</sup>
主 ボイラー室 150 m <sup>2</sup>	主 機械室 150 m <sup>2</sup>	従 駐車場 700 m <sup>2</sup>

① 機能的に従属しないので 1. (3).  
ア. (イ)～(カ)に該当しない。

② 主たる用途に供される床面積の合計が 90%未満であり、かつ、独立した他の用途((2)項イ、(2)項ロ及び(7)項)に供される床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以上となるので 1. (3). イの(イ)及び(カ)に該当しない。

③ 特定用途部分の床面積の合計が、延べ面積の10%未満であり、かつ300 m<sup>2</sup>未満である。

GL

1 主たる用途+従属用途 = 4,310 m<sup>2</sup> (86.2%)  
 2 独立用途 690 m<sup>2</sup> (13.8%)  
 3 独立用途のうち特定用途部分 290 m<sup>2</sup> (5.8%)  
 ∴ 政令別表第1(16)項ロの防火対象物となる。

※ ただし、(2)項イ又はロ部分が、(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで若しくは(6)項ロ又は(6)項ハ (利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の場合は、(16)項イの防火対象物となる。

(2) 小規模特定用途複合防火対象物

政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物となるもののうち、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該部分が存する防火対象物の延べ面積の10分の1以下であり、かつ、300 m<sup>2</sup>未満であるものをいう。

(3) 政令第8条の区画の扱い

政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁、又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに、1.(3).イ、前(1)及び前(2)を適用すること。

## 第2 防火対象物の用途区分表

令別表第一

項別	特定	防火対象物の用途等
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場 〔用途例〕シアター、音楽ホール、ミュージカルホール、寄席、各種スポーツ施設(野球場、相撲場、サッカー場等)、競馬場、競輪場、競艇場、サーカス小屋
	ロ	公会堂 又は 集会場 〔用途例〕区民センター、文化会館、市民会館、福祉会館、児童会館、貸ホール、貸講堂、結婚会館(式場)、町内会館、地区会館
(2)	イ	キャバレー、カเฟー、ナイトクラブその他これらに類するもの 〔用途例〕クラブ、カフェバー、サロン、ホストクラブ、パブ、サークル、ディスコ
	ロ	遊技場 又は ダンスホール 〔用途例〕碁会所、将棋道場、雀荘、パチンコ店、ビリヤード、ゲームセンター、ボーリング場、スロットマシーン、卓球場、ゴルフ練習場(シュミレーション仕様のもの)、ダンスホール、ダンス教室
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの 〔用途例〕アッシュ・ヘルス(性的サービスあり)、性感マッサージ(性的サービスあり)、イメージクラブ、SMクラブ、ヌードスタジオ、のぞき部屋、ニューハーフヘルス、セリカラ、出会い系喫茶
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの 〔用途例〕カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、複合カフェ、テレフォンクラブ、個室ビデオ
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの 〔用途例〕料亭、茶屋、割烹
	ロ	飲食店 〔用途例〕喫茶店、スナック、食堂、そば屋、寿司屋、レストラン、ビアホール、ドライブイン、焼とり屋、スタンドバー、結婚披露宴会場、ライブハウス
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 〔用途例〕デパート、スーパー・マーケット、日用品市場(魚屋、肉店、米店、パン屋、衣料品店、洋服店、電気器具店、家具店等の小売店舗)、コンビニエンスストア、ディスカウントショップ、ガソリンスタンド、レンタルビデオショップ、画廊、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、見本市会場、博覧会場、アダルトショップ、調剤薬局、チケット販売所、携帯電話販売ショップ
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの 〔用途例〕保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、モーテル、簡易宿泊所、ペンション、民宿、貸研修所の宿泊施設、レンタルルーム(性風俗、宿泊あり)、マッサージ(性的サービスなし、宿泊あり)、ラブホテル(異性を同伴する宿泊あり)、ウィークリーMS(旅館業法の適用のあるもの)
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅 〔用途例〕社員寮、マンション、アパート、ウィークリーMS(旅館業法の適用のないもの)、ファミリー・ハウス
(6)	イ	次に掲げる防火対象物 (1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。) (i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科)その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。 (ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所 〔用途例〕医院、クリニック、人間ドック
	ロ	次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者」という。)を主として入所させるものに限る。)又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)

		● 次に掲げる防火対象物
(6)	ハ	<p>(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(口(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(口(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(口(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(口(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)</p>
	二	● 幼稚園又は特別支援学校
(7)	一	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの 〔用途例〕 消防学校、消防大学校、警察学校、警察大学校、自治大学校、防衛大学校、海上保安学校、航空大学校、理・美容学校、看護学校、タイピスト学校、コンピューター学校、経営・経理専門学校、外国語学校、洋裁学校、進学予備校等、職業訓練所、自動車学校、パソコン塾
(8)	一	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの 〔用途例〕 郷土館、記念館、文学館、科学館、点字図書館
(9)	イ	● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの 〔用途例〕 ジーブランド、サウナ浴場
	ロ	— (9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 〔用途例〕 銭湯、鉱泉浴場、家族風呂、岩盤浴場
(10)	一	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。) 〔用途例〕 栋橋、エアーターミナル
(11)	一	神社、寺院、教会その他これらに類するもの 〔用途例〕 斎場、納骨堂、修道院、聖堂、礼拝堂
(12)	イ	工場又は作業場 〔用途例〕 食品加工場、自動車修理工場、製造所、集配センター
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	一	倉庫
(15)	一	前各項に該当しない事業場 〔用途例〕 官公署、事務所、銀行、理・美容室、ラジオスタジオ、発電・変電所、ごみ焼却場、火葬場、スポーツ施設(ゴルフ練習所、バッティングセンター、スイミングスクール、アスレチックスタジアム、エアロビクススタジオ等)、写真スタジオ、動物園、水族館、動物病院、ペットホテル、駐輪場(ラック式含む)、クリーニング店(受払店)、研修所、電車車庫、保健所、新聞社、新聞販売所、電報電話局、郵便局、場外馬券売場、上・下水処理場、車検場、刑務所、整骨院、針灸院、つり堀(屋内)、知事公館、市長公室、コインランドリー、畜舎、コイン洗車場、住宅用モデルルーム、自動車ショールーム、中古車販売所(物品販売があれば、(4)項)、質屋(質流れ品の販売があれば(4)項)
(16)	イ	● 複合用途対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ	— (16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	一	● 地下街
(16の3)	一	● 建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
(17)	一	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物 ※(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、(17)項の防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分であるとみなす。
(18)	一	延長50m以上のアーケード
(19)	一	市町村長の指定する山林
(20)	一	総務省令で定める舟車

・上表中●印は「特定防火対象物」に該当。(法第17条の2の5第2項第4号)

・「特定防火対象物」は上表のように多数の者が出入するものとして政令で定めるもの。(政令第34条の4第2項)

・(16の3)は、準地下街。

### 第3 主たる用途と従属用途の区分

(A)	(B) 主たる用途部分	機能的に従属する用途部分		備考
		(C) 勤務者、利用 者の利便に供さ れる部分	(D) 密接な関係を有 する部分	
(1) 項 イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローケー	展示室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール	下線のあるものは、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて(昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号)」の別表にある項目を示す。(以下同じ。)
(1) 項 口	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローケー、託児室	展示室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	
(2) 項 イ	客室、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローケー		
(2) 項 口	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローケー、談話室、託児室、	体育室	
(2) 項 ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、託児室、クローケー		
(2) 項 ニ	客席、客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、休憩室、事務室	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、託児室、クローケー		

(A)	(B) 主たる用途部分	機能的に従属する用途部分		備考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(3) 項 イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー、託児室		
(3) 項 ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、会議室	
(4) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、託児室、写真室、遊技室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室、喫茶室	催物場（展示室を含む）、貸衣裳室、料理・美容等のカルチャースクール、キャッシュサービス	卸売問屋は本項に該当
(5) 項 イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室、マッサージ室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室、写真室、託児室	宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室	
(5) 項 ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置（トランクルーム）、管理人室、オーナー室	売店、専用駐車場、駐輪場、ゴミ集介室、ロビー、面会室、託児室	娯楽室、体育施設	

(A)	(B) 主たる用途部分	機能的に従属する用途部分		備考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(6) 項イ	診療室、 <u>病室</u> 、 <u>産室</u> 、 <u>手術室</u> 、 <u>検査室</u> 、 <u>薬局</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>付添人控室</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>医師等当直室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>技工室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>受付</u>	食堂、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>車場</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>喫茶室</u>	臨床研究室	病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、(5)項目又は(7)項の用途に供するものとして扱う。
(6) 項ロ	居室、 <u>集会室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>作業室</u>	売店、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>託児室</u>		敷地内の寄宿舎及び体育施設等は、本項の用途に供するものとして取扱う。
(6) 項ハ	居室、 <u>集会室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>作業室</u>	売店、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>託児室</u>		敷地内の寄宿舎及び体育施設等は、本項の用途に供するものとして取扱う。
(6) 項ニ	教室、 <u>職員室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>休養室</u> 、 <u>講堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>体育館</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>図書室</u>	食堂、 <u>売店</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u>	音楽教室、 <u>学習塾</u>	
(7) 項	教室、 <u>職員室</u> 、 <u>体育館</u> 、 <u>講堂</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>クラブ室</u> 、 <u>保健室</u>	食堂、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>プール</u> 、 <u>格技室</u>	学生会館の集会室、 <u>合宿施設</u> 、 <u>学童保育室</u> 、 <u>同窓会</u> 及び <u>PTA事務室</u> 、 <u>ミニ児童会館</u> (当該学校の児童のみが利用するものに限る。)	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(8) 項	閲覧室、 <u>展示室</u> 、 <u>書庫</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>工作室</u> 、 <u>保管格納庫</u> 、 <u>資料室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>休息室</u> 、 <u>映写室</u> 、 <u>観賞室</u>	食堂、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u>		

(A)	(B) 主たる用途部分	機能的に従属する用途部分		備考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(9) 項 イ	脱衣場、浴室、休憩室、 体育室、待合室、マッサージ室、ロッカ一室、クリーニング室、サウナ室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室		
(9) 項 口	脱衣場、浴室、休憩室、 クリーニング室、岩盤浴室	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模なサウナ）、娯楽室、託児室	コインランドリー	
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカ一室、仮眠室、救護室	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、託児室	美容室、理容室、(以上、原則改札内にある場合に限る。)、両替所	
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室、聖堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室、研修室、託児室	宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわりなく本項に該当する。
(12) 項 イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室、見学者用施設	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室、仮眠室、娯楽室、浴室		同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(12) 項 口	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	食堂、売店、喫茶室、集会室、専用駐車場、クローケ、ラウンジ、託児室		客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。

(A)	(B) 主たる用途部分	機能的に従属する用途部分		備考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(13) 項 イ	車庫、車路、修理場、選 車場、運転手控室	食堂、売店、管理室、 託児室		
(13) 項 ロ	格納庫、修理場、休憩室、 更衣室、事務室	専用駐車場		
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事 務室、休憩室、作業室(商 品保管に関する作業を行 うもの)	食堂、売店、専用駐 車場、展示室、託児 室		
(15) 項	事務室、休憩室、会議室、 ホール、物品庫(商品倉 庫を含む)、更衣室、図書 室、談話室、教室、体育 室、更衣室、控室、浴室 等	食堂、売店、喫茶室、 娯楽室、体育室、理 容室、専用駐車場、 診療室、美容室、談 話室、ロビー、浴室、 視聴覚室、託児室、 遊技室、トレーニン グ室、	展示室、展望施設、旅 行案内室、法律・健康 相談室、映写室、展示 室、博物館	※ 本項は(1)～(14)項 までに掲げる防火 対象物以外の事業 所をいい、その用 途例も広範囲にわ たっていることか ら、用途の判定に あたっては、左記 の区分を参考とし ながら、それぞれ の利用形態等を十 分考慮に入れて取 り扱うこと。

## 第4 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途（項判定）の定義等

(1) 項イ	
用途	定義
劇場	客席を設けて映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。
映画館	
演芸場	1 創劇とは、主として演劇、舞踊、音楽等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。
観覧場	2 映画館とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。
該当用途例	補足説明事項
・シアター、音楽ホール ・ミュージカルホール ・寄席 ・各種スポーツ施設（野球場、相撲場、サッカー場等） ・競馬場、競輪場、競艇場 ・サーカス小屋	1 客席には、いす席、座り席、立席が含まれる。 2 小規模な選手控席のみを有する体育館及び事業所等の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項として扱わない。（各区の体育館は、観覧のための客席を有していないことから、(15)項として扱うものである。） 3 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。

(1) 項ロ	
用途	定義
公会堂	集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。
集会場	1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行して、その他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行して、その他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
・区民センター ・文化会館、市民会館 ・福祉会館、児童会館 ・貸ホール、貸講堂 ・結婚会館（式場） ・町内会館、地区会館	1 (1)項イの補足説明事項に同じ。 2 興行的なものとは、映画、演劇等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月5日以上行われるものという。

(2) 項イ	
用途	定義
キャバレー カフェー ナイトクラブ その他これらに類するもの	<p>主として洋式の客席において接待をし、又は客にダンスをさせる設備を有する施設をいう。</p> <p>1 キャバレーとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食させる施設をいう。</p> <p>4 その他これらに類するものとは、バー、サロン、クラブ等主として洋風の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食させる施設をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
・クラブ ・カフェバー ・サロン ・ホストクラブ ・パブ ・サパークラブ ・ディスコ	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号、以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号から 3 号までの適用を受ける「風俗営業」に該当するもの。または、これと同様の形態を有するものをいう。ただし、(3)項イに掲げるものを除く。</p> <p>2 スナック、喫茶店などで客席において客の接待をしないもの又は客にダンスをさせる設備を有しないものは、(3)項ロに該当する。</p>

(2) 項ロ	
用途	定義
遊技場 ダンスホール	<p>設備を設けて、不特定多数の客に遊技又はダンスをさせる施設をいう。</p> <p>1 遊技場とは、設備を設けて、客に囲碁、将棋、麻雀、ボウリング、ビリヤード、パチンコその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
・碁会所、将棋道場 ・雀荘、パチンコ店 ・ビリヤード ・ゲームセンター ・ボウリング場 ・スロットマシーン ・卓球場 ・ゴルフ練習場（シュミレーション仕様のもの） ・ダンスホール ・ダンス教習所	<p>1 一般的に風営法第 2 条第 1 項第 4 号、第 7 号及び第 8 号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの若しくは娯楽性の強い競技に該当するものをいう。ただし、飲食を主とするものは(3)項ロとして扱う。</p> <p>2 主としてスポーツ的要素の強いテニス、スカッシュ（ラケットボール）、ジャズダンス、エアロビクス場などは(15)項として扱う。</p>

(2) 項ハ	
用途	定義
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	<p>風営法第2条第5項に規定されている性風俗関連特殊営業等を営む店舗及びその他これに類する施設をいう。</p> <p>1 性風俗関連特殊営業等を営む店舗とは、性風俗関連特殊営業のうち店舗形態を有する風営法第2条第6項に定める店舗型性風俗特殊営業を行うものをいう。</p> <p>2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファッショナヘルス（性的サービスあり）</li> <li>・性感マッサージ（性的サービスあり）</li> <li>・イメージクラブ</li> <li>・SMクラブ</li> <li>・ヌードスタジオ</li> <li>・のぞき部屋</li> <li>・ニューハーフヘルス</li> <li>・セリクラ</li> <li>・出会い系喫茶</li> </ul>	<p>その他店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として定めるもの</p> <p>1 性風俗関連特殊営業等を営む店舗のうち、店舗形態を有しないものは含まれない。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場 ((1)項イ)、テレフォンクラブ及び個室ビデオ ((2)項ニ)、アダルトショップ ((4)項)、ラブホテル ((5)項イ)、ソープランド ((9)項イ) は、本項として扱わない。</p>

(2) 項ニ	
用途	定義
カラオケボックス その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	<p>遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する店舗をいう。</p> <p>1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。</p> <p>2 その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 個室(これに類する施設を含む。)において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</p> <p>(2) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第2条第1号に規定する客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラオケボックス</li> <li>・インターネットカフェ</li> <li>・漫画喫茶</li> <li>・複合カフェ</li> <li>・テレフォンクラブ</li> <li>・個室ビデオ</li> </ul>	一の防火対象物に、カラオケ等遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務を提供する個室が複数のものをいい、当該個室が1のみのものは含まれない。

(3) 項イ	
用途	定義
待合 料理店 その他これらに類するもの	(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式のものをいう。 1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて客を接待して、飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、料亭、茶屋などで実態として待合、料理店と同様の形態を有する施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
・料亭 ・茶屋 ・割烹	一般的に風営法第2条第1項第2号の適用受け、「風俗営業」に該当するもの、またはこれと同様の形態を有するものをいう。

(3) 項ロ	
用途	定義
飲食店	飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は従業員の接待を伴わないものをいう。
該当用途例	補足説明事項
・喫茶店 ・スナック ・食堂 ・そば屋 ・寿司屋 ・レストラン ・ビアホール ・ドライブイン ・焼とり屋 ・スタンドバー ・結婚披露宴会場 ・ライブハウス	1 風営法第33条の適用を受ける「深夜における酒類提供飲食店営業」についても本項として扱う。 2 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含む。 3 「ライブハウス」とは、客席(全ての席を立見とした場合を含む。)を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うもの。

(4) 項	
用途	定義
百貨店 マーケット その他の物品販売業を営む店舗 展示場	<p>単独若しくは集団的な店舗又は展示場をいう。</p> <p>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。</p> <p>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・デパート</li> <li>・スーパー・マーケット</li> <li>・日用品市場（魚屋、肉店、米店、パン屋、衣料品店、洋服店、電気器具店、家具店等の小売店舗）</li> <li>・コンビニエンスストア</li> <li>・ディスカウントショップ</li> <li>・ガソリンスタンド</li> <li>・レンタルビデオショップ</li> <li>・画廊</li> <li>・店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗</li> <li>・見本市会場</li> <li>・博覧会場</li> <li>・アダルトショップ</li> <li>・調剤薬局</li> <li>・チケット販売所</li> <li>・携帯電話販売ショップ</li> </ul>	<p>1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有すること。</p> <p>2 卸売問屋は、本項として扱う。</p> <p>3 レンタルショップは、本項として扱う。</p> <p>4 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗に含まれないものであること。</p> <p>5 展示室（ショールーム）のうち、次の各号に全て該当する場合は、(15)項又は、主たる用途の従属部分として扱う。</p> <p>(1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの。</p> <p>(2) 販売を主目的としたものではなく、伝宣行為の一部として展示陳列するもので、その場で商品の受渡しを行うものではないこと。</p> <p>(3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの。</p> <p>6 物品販売を伴わない画廊は、(8)項として扱う。</p>

(5) 項イ	
用途	定義
旅館 ホテル 宿泊所 その他これらに類するもの	<p>宿泊料を受けて人を宿泊させる施設をいう。</p> <p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。</p> <p>4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保養所</li> <li>・ユースホステル</li> <li>・山小屋</li> <li>・ロッジ</li> <li>・モーテル</li> <li>・簡易宿泊所</li> <li>・ペンション</li> <li>・民宿</li> <li>・貸研修所の宿泊施設</li> <li>・レンタルルーム（性風俗、宿泊あり）</li> <li>・マッサージ（性的サービスなし、宿泊あり）</li> <li>・ラブホテル（異性を同伴する宿泊あり）</li> </ul>	<p>1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設あるいは、特定の人を宿泊させる施設であっても、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の適用があるものも含まれるものであること。</p> <p>2 事業所専用の研修所で、事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。 なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。</p> <p>3 レンタルルームとは異性を同伴する休憩、宿泊を行う施設であること。</p> <p>4 その他これらに類するものの、宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案し判定すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。</li> <li>(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備・器具等があること。</li> <li>(3) 深夜営業 24 時間営業等により夜間も客が施設にいること。</li> <li>(4) 施設利用に対して料金を徴収していること。</li> </ol>

(5) 項口	
用途	定義
寄宿舎 下宿 共同住宅	<p>集団居住のため又は居住性の宿泊のための施設をいう。</p> <p>1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。</p> <p>2 下宿とは、1カ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの。）をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
・社員寮 ・マンション ・アパート ・ウィークリーマンション ・ファミリーhaus	<p>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。</p> <p>3 1階が長屋で2階が共同住宅のものにあっては、棟全体を本項として扱うものであること。</p> <p>4 ウィークリーマンションについて、一般に旅館業法の適用を受けず、共同住宅の住戸単位で比較的短期間の契約により賃貸を行うものは、(5)項口として扱うが、リネンの提供等、明らかにホテル等と同等の宿泊形態をとるものにあっては(5)項イとして扱う。</p> <p>5 小規模住居型児童養育事業が行われる住宅（ファミリーホーム）は、原則本項として扱う。なお、専ら乳幼児の養育を常態とする場合については、(6)項口又はハとして扱う。</p>

(6) 項イ	
用途	定義
次に掲げる防火対象物 (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、	<p>医療施設をいう。</p> <p>1 病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数の人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。</p> <p>2 診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数の人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。</p> <p>3 助産所とは、助産師が公衆又は特定多数の人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊娠、産婦又はじょく婦の入所施設を有しないもの又は9人以下の入所施</p>

<p>リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。</p> <p>(ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する診療所</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>(3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所</p> <p>(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所</p>	<p>設を有するものいう。</p>
該当用途例	補足説明事項

- ・医院
- ・クリニック
- ・人間ドック

- 1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項には含まれず、(15)項として扱う。
- 2 あん摩、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の施設は、(15)項として扱う。
- 3 (6)項イ(1)に規定する「火災発生時の延焼を抑制するための消防活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」とは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。
  - (1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制
  - (2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務

	<p>を行わせる者を除く。)の数が、病床数が 60 床以下のときは 2、60 床を超えるときは 2 に 60 床までを増すごとに 2 をえた数を常時下回らない体制</p> <p>4 (6)項イ(1)(i)に規定する「総務省令で定める診療科名」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。</p> <p>(1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科</p> <p>(2) 上記(1)の診療科名と次に掲げる事項とを組み合わせたもの</p> <p>ア 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であって、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>イ 男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であって、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ウ 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>エ 感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であって、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(3) 歯科</p> <p>(4) 歯科と次に掲げる事項とを組み合わせたもの</p> <p>ア 小児又は患者の年齢を示す名称であつて、これに類するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>イ 矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>※ 診療科名について、平成 20 年政令第 36 号による改正前の医療法施行令第 3 条の 2 に規定する診療科名（小児科、形成外科、美容外科、皮膚泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科、皮膚科、泌尿器科、産科及び婦人科を除く。）は(6)項イ(1)(i)に規定する「総務省令で定める診療科名」とみなす。</p>
--	---

(6) 項口

用途	定義
<p>次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。</p> <p>(2) 救護施設</p> <p>(3) 乳児院</p> <p>(4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として</p>	<p>老人、児童等の福祉援護施設のうち、主として自力避難困難な者が入所する施設をいう。</p> <p>1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。）で、補足説明事項1又は3に該当するものをいう。</p> <p>5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもので、補足説明事項1又は3に該当するものをいう。</p> <p>6 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>7 老人短期入所事業を行う施設（ショートステイ）とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者等を、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の施設に短期間入所させ、養護する</p>

<p>入所させるものに限る。) 又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)</p>	<p>事業を行うための施設をいう。</p> <p>8 小規模多機能型居宅介護事業(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)とは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練等を供与する事業で、補足説明事項2又は3に該当するものをいう。</p> <p>9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設(認知症高齢者グループホーム)とは、65歳以上の者であつて、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行うための施設をいう。</p> <p>10 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>11 乳児院とは、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>12 障害児入所施設とは、次の各区分に応じ、障害児を入所させ、次に定める支援を行う事を目的とする施設をいう。</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療</p> <p>13 障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設で、補足説明事項7に該当するものをいう。</p> <p>14 短期入所を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与するための施設で、補足説明事項7に該当するものをいう。</p> <p>15 共同生活援助を行う施設(障害者グループホーム)(避難が困難</p>
--	---

	な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を供与する施設で、補足説明事項7に該当するものをいう。
該当用途例	補足説明事項

- 1 (6)項口(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、当該施設に入居する要介護状態区分（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項の規定に基づき厚生労働省令で定める「要介護状態区分」をいう。）が3以上である者（以下「避難が困難な要介護者」という。）の割合が、施設全体の定員の半数以上のものをいう。
- 2 (6)項口(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」とは、当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上のものをいう。
- 3 前1及び2における入所若しくは入居又は宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、直近3ヶ月間の過半期間（日単位）以上において前1及び2の状況が認められるかどうかで判断すること。
- 4 (6)項口(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」は前1から3までと同様に判断すること。
- 5 サービス付き高齢者向け住宅等（高齢者専用賃貸共同住宅等を含む。）、専ら高齢者に賃貸する共同住宅等のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者の委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われるものうち、避難が困難な要介護者の割合が、総居室数（居室の収容人員が2の場合は、居室数は2とする。）の半数以上を占めるものは本項として扱う。
- 6 通常の共同住宅等において、個別の世帯ごとに訪問介護等を受けている場合は、(5)項口として扱う。
- 7 (6)項口(5)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第4項に定める「障害支援区分」をいう。）4以上の者が利用者の概ね8割を超えるものをいう。

(6) 項ハ

用途	定義
<p><b>次に掲げる防火対象物</b></p> <p>(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第</p>	<p>(6)項ロ以外の施設で、自力避難が困難な者が利用する可能性があることに加え、自力避難が困難とは言い難いものの、避難に当り一定の介助が必要とされる高齢者、障害者等が利用する蓋然性が高い施設をいう。</p> <p>1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者(養護者含む。)を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。)のうち、避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。</p> <p>3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもののうち、避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。</p> <p>6 老人デイサービス事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者(養護者を含む。)等に特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与する事業を行う施設をい</p>

<p><b>15 項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</b></p>	<p>う。</p> <p>7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（口(1)に掲げるものを除く。）とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、これらの者の選択に基づき、これらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練等を供与する事業のうち、避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものを除く。</p> <p>8 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>9 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。</p> <p>10 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。</p> <p>11 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子ども（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）に対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う施設をいう。</p> <p>12 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>13 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>14 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉司等による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等の援助を総合的に行うことの目的とする施設をいう。</p> <p>15 一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一</p>
---	--

	<p>時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>16 家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が認めるものについて、家庭的保育者（児童福祉法第6条の3第9項に定める「家庭的保育者」をいう。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。</p> <p>17 児童発達支援センターとは、次の各区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせ、次に定める支援を提供する事を目的とする施設をいう。</p> <p>(1) 福祉型児童発達支援センター</p> <p>日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練</p> <p>(2) 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療</p> <p>18 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>19 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>20 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>21 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>22 障害者支援施設（口(5)に掲げるものを除く。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設のうち、避難が困難な障害者等を主として入所させるもののを除く。</p> <p>23 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>24 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料</p>
--	---

	<p>金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>25 生活介護を行う施設とは、常時介護を必要とする障害者につき、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創動的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜を供与する施設いう。</p> <p>26 短期入所を行う施設（短期入所等施設を除く。）とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与するための施設のうち、避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。</p> <p>27 自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与することを行う施設をいう。</p> <p>28 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者につき、一定の期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>29 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>30 共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を供与する施設のうち、避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。</p>
該当用途例	補足説明事項
	<p>1 サービス付き高齢者向け住宅等（高齢者専用賃貸共同住宅等を含む。）、専ら高齢者に賃貸する共同住宅等のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者の委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われるものうち、(6)項口に掲げる以外のものは本項として扱う。</p> <p>2 保育ママと称する家庭的保育事業が行われる施設（通常は保育者の居宅）は、本項として扱う。</p>

(6) 項二

用途	定義
幼稚園 特別支援学校	<p>幼児又は身体上若しくは精神上障害のある者の教育施設をいう。</p> <p>1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
	幼稚園とは、地方公共団体の認可に関わりなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。

(7) 項

用途	定義
小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 高等専門学校 大学 専修学校 各種学校 その他これらに類するもの	<p>学校教育又はこれに類する教育を行う施設をいう。</p> <p>1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。</p> <p>7 大学とは、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。</p> <p>8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。</p>

	<p>9 各種学校とは、上記 1 から 7 までに掲げる学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う学校をいう。</p> <p>10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防学校、消防大学校、警察学校、警察大学校</li> <li>・自治大学校、防衛大学校、海上保安学校、航空大学校</li> <li>・理・美容学校</li> <li>・看護学校、学習塾</li> <li>・タイピスト学校</li> <li>・コンピューター学校</li> <li>・経営・経理専門学校</li> <li>・外国語学校、洋裁学校</li> <li>・進学予備校等</li> <li>・職業訓練所、自動車学校</li> <li>・パソコン塾</li> </ul>	<p>1 同一敷地内にあって、教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館、研究室及びサークル会館等は、本項として扱う。</p> <p>2 専修学校は、修業年限が 1 年以上であり、教育を受ける者が常時 40 名以上であること。</p> <p>3 各種学校は、修業年限が 1 年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあっては、3 カ月以上 1 年未満のもの）であること。</p> <p>4 学習、そろばん、書道等の塾、民謡、音楽、スイミングスクール、活花、茶道、着物着付教室等で、個人教授的なものであり、かつ、学校の形態を有しないものは、(15)項として扱う。</p>

(8) 項	
用途	定義
図書館	資料を保存する施設をいう。
博物館	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し又は整理し保存して、一般の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。
美術館	2 博物館、美術館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し又は展示して教育的配慮のもとに、一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。
その他これらに類するもの	3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館法で定める図書館以外のもので、図書館又は博物館と同等のものをいう。
該当用途例	補足説明事項
・郷土館 ・記念館 ・文学館 ・科学館 ・点字図書館	

(9) 項イ	
用途	定義
公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの	公衆浴場は浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。 1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 热気浴場とは、電熱器等を熱源として、高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを含む。
該当用途例	補足説明事項
・ソープランド ・サウナ浴場	

(9) 項口	
用途	定義
(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	公衆浴場は浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
該当用途例	補足説明事項

・銭湯  
・鉱泉浴場  
・家族風呂  
・岩盤浴場

- 1 主として本項として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体として本項として扱う。
- 2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯、温泉等を使用して公衆を入浴させるものであること。

(10) 項	
用途	定義
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の離着陸する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>
該当用途例	補足説明事項

・桟橋  
・エアーターミナル

車両、船舶及び航空機の停車又は発着場であり、かつ、旅客の乗降等の利用に限定されるものであることから、貨物駅及び貨物ふ頭等については、本項に含まれない。

(11) 項	
用途	定義
神社 寺院 教会 その他これらに類するもの	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
・斎場 ・納骨堂 ・修道院 ・聖堂 ・礼拝堂	<p>1 一般的に宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に定める宗教団体の施設が該当する。</p> <p>2 結婚式の披露宴会場で独立性が高く、かつ、常勤の従業員を有し、営利企業としての営業を常態としているもの又は、檀家、信徒以外の不特定多数の者を対象として宴会等を行うものは、本項には該当しない。</p> <p>3 葬儀を行うための斎場については、宗教上の儀式的な要素が強いことから本項として取り扱う。なお、葬儀以外の多目的用途に供される場合が明らかな場合は、(1)項口等として扱う。</p> <p>4 庫裡とは、僧侶の居住する場所をいい、本項として扱う。</p>

(12) 項イ	
用途	定義
工場 作業場	<p>工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して、物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体等を行う施設をいう。</p> <p>1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。</p> <p>2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
・食品加工場 ・自動車修理工場 ・製造所 ・集配センター	<p>1 運送会社等の中継施設（トラックターミナル）で、荷捌きのみを行う場合については、(1)項として扱う。</p> <p>2 集配センター等で、荷捌き以外に充填、選別及びラッピング等の作業を行うものは、本項として扱う。</p>

(12) 項口	
用途	定義
映画スタジオ テレビスタジオ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。
該当用途例	補足説明事項  放送事業所施設（NHK、HBC、STV、UHB、HTB、TVH等）内にあるテレビスタジオは、本項と(15)項の複合施設として扱う。

(13) 項イ	
用途	定義
自動車車庫 駐車場	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を、運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。  2 駐車場とは、自動車を駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障等その他の理由により継続的に停車）させる施設をいう。
該当用途例	補足説明事項  1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。  2 自動車には、原動機付自転車以外のオートバイ、ブルドーザー等の土木作業用自動車も含まれるものであること。  3 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであるが、自動車整備工場の一時保管場や自動車の展示場（ショールーム）は、本項に該当しない。  4 事業所等の従属部分とみなされる駐車場や自動車車庫は、本項に含まれないものであること。  5 駐輪場のうち自転車のみを保管する場所については、(15)項として扱う。

(13) 項ロ	
用途	定義
飛行機・回転翼航空機の格納庫	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプター等を格納する施設をいう。
該当用途例	補足説明事項  単なる格納だけでなく、運航上必要最低限度の整備のための作業施設を付設する場合も、原則全体を本項として扱う。

(14) 項	
用途	定義
倉庫	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であつて、物品の保管の用に供するものをいう。
該当用途例	補足説明事項 農業を営む者が穀物類等の農作物、あるいは農機具等を収容する収納舎は、政令別表の防火対象物に該当しないものとする。

(15) 項	
用途	定義
前各項に該当しない事業場	前各項に該当しない事業場とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。
該当用途例	補足説明事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・官公署、知事公館、市長公宅、保健所</li> <li>・事務所、銀行、研修所</li> <li>・刑務所、発電・変電所</li> <li>・理・美容室、整骨院、針灸院</li> <li>・ラジオスタジオ、写真スタジオ</li> <li>・ごみ焼却場、火葬場</li> <li>・スポーツ施設（ゴルフ練習場、バッティングセンター、スイミングスクール、アスレチックスタジアム、エアロビクススタジオ等）</li> <li>・つり堀（屋内）</li> <li>・動物園、水族館、動物病院</li> <li>・ペットホテル、畜舎</li> <li>・クリーニング店（受扱店）</li> <li>・子育てサロン、シニア（高齢者）サロン</li> <li>・新聞社、新聞販売所</li> <li>・電報電話局、郵便局</li> <li>・場外馬券売場</li> <li>・上・下水処理場</li> <li>・駐輪場（ラック式含む）、電車車庫</li> <li>・住宅用モデルルーム</li> <li>・コインランドリー、コイン洗車場</li> <li>・自動車ショールーム、車検場</li> <li>・中古車販売所（物品販売があれば、(4)項）</li> <li>・質屋（質流れ品の販売があれば(4)項）</li> </ul>

(16) 項イ	
用途	定義
複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	
該当用途例	補足説明事項 政令別表第1中、同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが、同一の防火対象物に存するものにあっても(16)項として扱うものとする。

(16) 項ロ	
用途	定義
(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	
該当用途例	補足説明事項

(16の2) 項	
用途	定義
地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。
該当用途例	補足説明事項 1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は、地下街に含まれないものであること。 3 令第9条の2の規定により、地下街と特定防火対象物 ((16の2)項及び(16の3)項を除く。) の地階とが一体をなすとして消防長又は消防署長の指定を受けたものは、本項の用途に供するものとみなし、本項として規制が適用される。 4 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m (20m未満の場合は当該距離) 以内の部分を床面積に算入すること。 ただし、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸がある場合は、当該防火戸の部分までとする。

(16の3) 項	
用途	定義
建築物の地階 ((16の2)項に掲げるものの各階を除く。) で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの ((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)	
該当用途例	補足説明事項
	<p>準地下街の範囲は次のとおりとすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 10m (10m未満の場合は当該距離) 以内の部分とすること。</li> <li>2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離が 20m を超える場合は、当該建築物の地階等は含まないものとする。</li> <li>3 建築物の地階が建基政令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。</li> <li>4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が、相互に政令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として扱うものとする。</li> </ol>

(17) 項	
用途	定義
文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物	<p>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及び学術上価値の高い歴史資料のうち、重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>2 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で、我が国民の生活の推移のため欠くことのできない有形のもののうち特に重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が指定したもの。</p> <p>5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したもの。</p>
該当用途例	補足説明事項
	本項の防火対象物は建造物に限られるもので、建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門扉等が含まれるものであること。

(18) 項	
用途	定義
延長 50m 以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
	<p>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものである。</p> <p>2 延長は屋根の中心線で測定する。</p>

(19) 項	
用途	定義
市町村長の指定する山林	
該当用途例	補足説明事項

山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものである。

(20) 項	
用途	定義
総務省令で定める舟車	<p>1 舟とは、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 1 項の規定を適用しない船舶等のうち、総トン数 5 トン以上で推進機関を有するものをいう。</p> <p>2 車両とは、鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）軌道法（大正 10 年法律第 76 号）若しくは道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）又はこれらに基づく命令により、消火器具を設置することとされる車両をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
	<p>1 船舶安全法第 2 条第 1 項の規定を適用しない船舶等とは次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 船舶安全法第 2 条第 2 項に規定する船舶</p> <p>ア 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p>イ 係船中の船舶</p> <p>ウ 告示（昭和 49 年運輸省告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>(2) 船舶安全法第 32 条に規定する総トン数 20 トン未満の漁船で専ら本邦の海岸から 12 海里以内の海面又は内水面において従業するもの</p> <p>2 鉄道営業法、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）及び軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 鉄道運転規則（昭和 62 年運輸省令第 15 号）第 51 条で定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車</p> <p>(2) 新幹線鉄道運転規則（昭和 39 年運輸省令第 71 号）第 43 条で定める旅客用電車の客室若しくは通路又は運転室</p> <p>(3) 軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 37 条で定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室</p>

	<p>3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条で定める次に掲げるものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 火薬類（火薬にあっては 5 kg、獣銃雷管にあっては 2,000 個、実包、空包、信管又は火管にあっては 200 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</li> <li>(2) 危険物の規制に関する政令別表第 3 に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</li> <li>(3) 道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</li> <li>(4) 150 kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</li> <li>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</li> <li>(6) 放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 3 条に規定する放射性輸送物等（L 型輸送物等を除く。）などを運送する場合に使用する自動車</li> <li>(7) 乗用定員 11 人以上の自動車</li> <li>(8) 乗用定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車</li> <li>(9) 幼児専用車</li> </ul>
--	--

# 第5 収容人員算定早見表

消防法施行規則第1条の3

項別	算定表
(1) 項	従業者の数+客席の人員 イ 固定式いす席数 (長い式は $\frac{\text{正面幅}}{0.4m}$ (端数切捨) ) ロ 立見席 $\frac{\text{床面積}}{0.2m^2}$ ハ その他の部分 $\frac{\text{床面積}}{0.5m^2}$
(2) 項	〈遊技場〉 従業者の数+客席の人員 イ 遊技場の人員(遊技用機械器具を使用して遊技できる人数) ロ 固定式いす席数 (長い式は $\frac{\text{正面幅}}{0.5m}$ (端数切捨) )
(3) 項	〈その他〉 従業者の数+客席の人員 イ 固定式いす席数 (長い式は $\frac{\text{正面幅}}{0.5m}$ (端数切捨) ) ロ その他の部分 $\frac{\text{床面積}}{3m^2}$
(4) 項	従業者の数+主として従業者以外の者が使用する部分 イ 飲食・休憩部分 $\frac{\text{床面積}}{3m^2}$ ロ その他の部分 $\frac{\text{床面積}}{4m^2}$
(5) 項 イ	従業者の数+宿泊室の人員 洋式宿泊室はベット数 和室宿泊室は室ごとに $\frac{\text{床面積}}{6m^2}$ 簡易宿所・団体客用は $\frac{\text{床面積}}{3m^2}$ + 集会・飲食・休憩に使用する場所 固定式いす席数 長い式は $\frac{\text{正面幅}}{0.5m}$ (端数切捨) その他の部分 $\frac{\text{床面積}}{3m^2}$
ロ	居住者の数
(6) 項 イ	従業者の数+病室内の病床数+待合室の床面積の合計 $3m^2$
ロ	従業者の数+要保護者の数
ハ	従業者の数+要保護者の数
ニ	教職員数+児童、児童又は生徒の数
(7) 項	教職員数+児童、生徒、又は学生の数
(8) 項	従業者の数+ 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計 $3m^2$
(9) 項	従業者の数+ 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩に使用する部分の床面積の合計 $3m^2$
(10) 項	従業者の数
(11) 項	従業者の数+ 礼拝、集会又は休憩に使用する部分の床面積の合計 $3m^2$
(12) 項	
(13) 項	従業者の数
(14) 項	
(15) 項	従業者の数+ 主として従業者以外の者が使用する部分の床面積 $3m^2$
(16) 項	各用途部分ごとに算出した人員の合計数
(17) 項	床面積 $5m^2$
新築中 仮使用 対象物	仮使用部分の用途に応じて上記により算定をした数+その他の部分の従業者の数
新築中 対象物	従業者の数

## 第6 用途（項）別消防用設備等設置基準早見表

### 全項共通事項及び用語例

- 「政令」とは、消防法施行令をいう。
- 「省令」とは、消防法施行規則をいう。
- 「条例」とは、札幌市火災予防条例をいう。
- 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令をいう。
- 「告示19号」とは、平成16年8月11日札幌市消防長告示第19号「省令第12条第1項第8号ハの規定により消防長が指定する防火対象物」をいう。
- 「耐火」とは、主要構造部（建築基準法（以下「建基法」という。）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造（建基法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）としたものをいう。
- 「準耐火」とは、建基法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当したものをいう。
- 「内装制限」とは、防火対象物全体の壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令（以下「建基政令」という。）第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）したものをいう。
- 「準不燃材料」とは、建基政令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。
- 「耐火建築物」とは、建基法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。
- 「準耐火建築物」とは、建基法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。
- 「その他の建築物」とは、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物をいう。
- 「少量危険物」とは、危険物のうち危政令第1条の11に規定する指定数量の5分の1以上で指定数量未満のものをいう。
- 「指定可燃物」とは、危政令別表第4の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。
- 「火気等使用場所」とは、条例第41条第2項各号に掲げる次の場所をいう。
  - ①火花を生ずる設備のある場所
  - ②変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所
  - ③鍛冶場、ボイラ室、乾燥室、その他多量の火気を使用する場所
  - ④核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所
  - ⑤屋上に設ける遊戯施設又は飲食店等の用途に供する場所
- 「特定一階段等防火対象物」とは、避難階（建基政令第13条第1号に規定する避難階をいう。）以外の階（1階及び2階を除くものとし、規則第4条の2の2で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあってはその区画された部分とする。）に存する防火対象物で当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2（当該階段が屋外階段、特別避難階段、消防庁告示7号階段（建基政令第123条及び第124条に規定する避難階段で平成14年11月28日消防庁告示第7号のとおり消防庁長官が定める部分を有するもの。）にあっては1）以上設けられていないものをいう。）
- 「冷凍室又は冷蔵室」とは倉庫業法で規定されている保管温度が常時摂氏10度以下のものをいう。
- 「非常警報設備」とは、非常ベル、自動式サイレン又は放送設備をいう。
- 「放送設備」とは非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備をいう。

# 1. 令別表第1(1)項イの防火対象物

劇場、映画館、演芸場又は観覧場

消防用設備等	設置基準				関係法令	
消火器具	一般全 部				政令 10 条	
	火気等使用場所				条例 41 条	
屋内消火栓設備	建物構造	耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令 11 条	
	一般 延面積	500m <sup>2</sup> 以上	1,000m <sup>2</sup> 以上	1,500m <sup>2</sup> 以上		
	地階・無窓階又は4階以上の階 床面積	100m <sup>2</sup> 以上	200m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上		
	指定可燃物(※1)					
	階数5以上のもの全部				条例 43 条	
	舞台部(※3)	床面積 地階・無窓階又は4階以上の階 その他の階	300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上	(※4)		
スプリンクラー設備	階数11以上のもの全部	床面積の合計 6,000m <sup>2</sup> 以上			政令 12 条	
	指定可燃物(※1)					
	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	(※5)			
	4階以上10階以下の階	床面積 1,500m <sup>2</sup> 以上	(※4)			
	高さ31mを超える階				条例 44 条	
	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場				
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	[ 泡・粉末 ]	政令 13 条	
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ]		
	自動車の修理 又は整備部分	床面積 地階・2階以上の階 1階	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上	[ ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末 ]		
	駐車場(※6)	地階・2階以上の階 床面積 1階 屋上	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン ]		
		機械装置駐車 収容台数10台以上				
		2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上			条例 45 条	
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]		政令 13 条	
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]			
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]			
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備〕				
	冷凍室又は冷藏室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン ]		条例 45 条	
	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上	(※7)				
動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物				政令 20 条	

自動火災報知設備	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	政令 21 条
	特定一階段等 防火対象物	全 部	
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上	
	道路の用に供する部分	屋 上 部 分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上
		屋 上 部 分 以 外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上
	駐車場部分(※8)	地階・2階以上の階	床面積 200m <sup>2</sup> 以上
	階数11以上もの	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上	政令21条の2
	温泉の採取のための設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	
漏電火災警報器	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	(※9) 政令 22 条
	契約電流容量	50アンペアを超えるもの	
消防機関へ通報する 火災報知設備	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上	(※10) 政令 23 条
	非常警報器具又は 非常警報設備	収容人員 50人以上	
避難器具	放送設備	地階及び無窓階 収容人員 20人以上 地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	政令 24 条
	2階以上の階・地階	収容人員 50人以上(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)	
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	
避難用タラップ	6階以上の階	収容人員 30人以上	条例 49 条
	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの		
誘導灯	避難口	全 部	(※11) 政令 26 条
	通路	全 部	
	客席	全 部	
	標識	全 部	
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上	(※12)	政令 27 条
	高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るもの)を除く)25,000m <sup>2</sup> 以上		
排煙設備	舞台部	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	政令 28 条
連結散水設備	地 階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2
連結送水管	一般	地階を除く階数が7以上	政令 29 条
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上	
	屋上部分	道路の用に供される部分を有するもの	
非常コンセント設備	一般	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場	条例 53 条
	地 階	地階を除く階数が11以上の階	
	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上		
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上		省令 12 条 告示 19 号
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上		
	地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上		
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上		

※1 可燃性液体類に係るものと除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 舞台並びにこれに接続して設けられた大道具室及び小道具室をいう。

※4 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※5 省令第13条で定める部分を面積算定から除外する。

※6 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※7 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※8 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※9 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で作った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で作った鉄網入りの床又は天井  
野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で作った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※10 消防機関(消防署、出張所及び救急ワクステーション)をいう。かからの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※11 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※12 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超えるかつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 2. 令別表第1(1)項口の防火対象物

公会堂又は集会場

消防用設備等	設置基準				関係法令		
消防器具	一般 延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上				政令10条		
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上					
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所						
屋内消火栓設備	火気等使用場所				条例41条		
	建物構造		・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	政令11条		
	一般 延べ面積	500m <sup>2</sup> 以上	1,000m <sup>2</sup> 以上	1,500m <sup>2</sup> 以上			
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 100m <sup>2</sup> 以上	200m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上			
	指定可燃物(※1) 危政令別表第4の数量の750倍以上						
	階数5以上のもの	全部 (※2)			条例43条		
スプリンクラー設備	舞台部(※3)	床面積 地階・無窓階又は4階以上の階 その他の階	300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上		政令12条		
	階数11以上のもの	全部 (※4)					
	平屋建以外	床面積の合計 6,000m <sup>2</sup> 以上 (※5)					
	指定可燃物(※1) 危政令別表第4の数量の1,000倍以上						
	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上					
	4階以上10階以下の階	床面積 1,500m <sup>2</sup> 以上 (※4)					
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場			政令13条		
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	〔水噴霧・泡 不活性ガス・粉末〕			
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上				
	自動車の修理 又は整備部分	床面積 地階・2階以上の階 1階	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上	〔ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末〕			
	駐車場(※6)	地階・2階以上の階 床面積 1階 屋上	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 以上	〔水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン〕			
		機械装置駐車 収容台数10台以上					
		2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上			条例45条		
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン・粉末〕		政令13条		
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン・粉末〕				
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン・粉末〕				
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備〕					
	冷凍室又は冷藏室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン〕		条例45条		
屋外消火栓設備	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※7)				政令19条		
動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物				政令20条		

自動火災報知設備	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	政令 21 条
	特定一階段等 防火対象物	全 部	
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上	
	道路の用に供する部分	屋 上 部 分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上 屋 上 部 分 以 外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上	
	駐車場部分(※8)	地階・2階以上の階 床面積 200m <sup>2</sup> 以上	
	階数11以上のもの	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上	政令21条の2
	温泉の採取のための設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	
漏電火災警報器	一 般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	(※9) 政令 22 条
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの	
	一 般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上	
消防機関へ通報する 火災報知設備	非 常 警 報 器 具 又 は 非 常 警 報 設 備	収容人員 50人以上 地階及び無窓階 収容人員 20人以上	政令 24 条
	放 送 設 備	収容人員 300人以上 地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	
	2 階 以 上 の 階・地 階	収容人員 50人以上(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)	
避難器具	3 階 以 上 の 階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	政令 25 条
	6 階 以 上 の 階	収容人員 30人以上	
	避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの	
誘導灯	避 難 口	全 部	(※11) 政令 26 条
	通 路	全 部	
	客 席	全 部	
	標 誌	全 部	
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上	(※12)	政令 27 条
	高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上		
排煙設備	舞 台 部	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	政令 28 条
連結散水設備	地 階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2
連結送水管	一 般	地階を除く階数が7以上	政令 29 条
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上	
		道路の用に供される部分を有するもの	
	屋 上 部 分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場	条例 53 条
非常コンセント設備	一 般	地階を除く階数が11以上の階	政令29条の2
	地 階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上		省令 12 条 告示 19 号
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上		
	地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上		
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上		

※1 可燃性液体類に係るもの除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料したものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料したものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 舞台並びにこれに接続して設けられた大道具室及び小道具室をいう。

※4 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※5 省令第13条で定める部分を面積算定から除外する。

※6 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※7 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(5)項まで、(7)項及び(8)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※8 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※9 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※10 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※11 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※12 同一敷地内に別表第1(1)項から(5)項まで、(7)項及び(8)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

### 3. 令別表第1(2)項イの防火対象物

キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの

消防用設備等	設置基準				関係法令		
消火器具	一般全部				政令10条		
	火気等使用場所				条例41条		
屋内消火栓設備	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条		
	一般 延面積	700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上			
	地階・無窓階又は4階以上の階 床面積	150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上			
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の750倍以上					
スプリンクラー設備	階数5以上のもの	全部			(※2) 条例43条		
	階数11以上のもの	全部			政令12条		
	平屋建以外	床面積の合計 6,000m <sup>2</sup> 以上					
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上					
	地階・無窓階 4階以上10階以下の階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上 2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの			条例44条		
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	高さ31mを超える階						
	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場			政令13条		
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 〕			
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上				
	自動車の修理 又は整備部分	床面積 地階・2階以上の階 1階	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上	〔 ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末 〕			
	駐車場(※3)	地階・2階以上の階 床面積 1階 屋上	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン 〕			
		機械装置駐車 収容台数10台以上			条例45条		
		2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上					
		〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン 〕					
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕		政令13条		
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕				
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕				
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 〕					
	冷凍室又は冷藏室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン 〕		条例45条		
	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※4)				政令19条		
	屋内・屋外消火栓設備設置対象物				政令20条		

自動火災報知設備	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	政令 21 条	
	特定一階段等 防火対象物	全 部		
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上		
	地階・無窓階	床面積 100m <sup>2</sup> 以上		
	道路の用に供する部分	屋上部 分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上 屋上部 分 以 外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上		
	駐車場部分(※5)	地階・2階以上の階 床面積 200m <sup>2</sup> 以上		
	階数11以上もの	11階以上の階		
	地 階	床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上		
ガス漏れ火災警報設備	温泉の採取のための設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	政令21条の2	
漏電火災警報器	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	(※6) 政令 22 条	
消防機関へ通報する火災報知設備	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上	(※7) 政令 23 条	
非常警報器具又は非常警報設備	非常警報設備	収容人員 50人以上	地階及び無窓階 収容人員 20人以上	政令 24 条
	放送設備	収容人員 300人以上	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員 50人以上(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)	政令 25 条	
	2階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上		
	6階以上の階	収容人員 30人以上	条例 49 条	
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの		条例 50 条	
誘導灯	避難口	全 部		
	通路	全 部	(※8) 政令 26 条	
	標識	全 部		
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※9) 高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上		政令 27 条	
排煙設備	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	政令 28 条	
連結散水設備	地 階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2	
連結送水管	一 般	地階を除く階数が7以上 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上 道路の用に供される部分を有するもの	政令 29 条	
	屋上部 分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場		
	地 階	地階を除く階数が11以上の階		
非常コンセント設備	地 階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	政令29条の2 条例 54 条	
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上		省令 12 条	
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上			
	地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上		告示 19 号	
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上			

※1 可燃性液体類に係るもの除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※4 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ができる構造の階を除く。

※6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井  
野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※7 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※8 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※9 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超えるか、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

#### 4. 令別表第1(2)項の防火対象物

遊技場又はダンスホール

消防用設備等	設置基準				関係法令				
消火器具	一般全部				政令10条				
	火気等使用場所				条例41条				
屋内消火栓設備	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条				
	一般 延面積	700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上					
	地階・無窓階又は4階以上の階 床面積	150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上					
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の750倍以上							
	階数5以上のもの 全部	(※2)			条例43条				
スプリンクラー設備	階数11以上のもの 全部				政令12条				
	平屋建以外 床面積の合計 6,000m <sup>2</sup> 以上								
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上							
	地階・無窓階 4階以上10階以下の階 床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上								
	2以上の階のうち、地階・無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの								
高さ31mを超える階									
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場 [ 泡・粉末 ]			政令13条				
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 ]					
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・粉末 ]					
	自動車の修理部 又は整備部	床面積 地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 1階 500m <sup>2</sup> 以上	[ ハロゲン・泡 ]	[ 不活性ガス・粉末 ]					
		地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 床面積 1階 500m <sup>2</sup> 以上 屋上 300m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 ]	[ 不活性ガス・粉末 ]					
	駐車場(※3)	機械装置駐車 収容台数10台以上	[ ハロゲン ]						
		2階以上の階にわたり吹抜けを共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 ]	[ 不活性ガス・粉末 ]					
			[ ハロゲン ]		条例45条				
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]		政令13条				
	鍛造場・ボイラ室 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]						
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]						
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 [ 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 ]							
冷凍室又は冷藏室 床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上 [ 不活性ガス・ハロゲン ]									
屋外消火栓設備	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※4)				政令19条				
動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物				政令20条				

自動火災報知設備	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	政令 21 条
	特定一階段等 防火対象物	全 部	
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上	
	地階・無窓階	床面積 100m <sup>2</sup> 以上	
	道路の用に供する部分	屋上部分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上 屋上部分以外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上	
	駐車場部分(※5)	地階・2階以上の階 床面積 200m <sup>2</sup> 以上	
	階数11以上のもの	11階以上の階	
	地 階	床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上	
	温泉の採取のための設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	
	漏電火災警報器	一般 延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上 契約電流容量 50アンペアを超えるもの	(※6) 政令 22 条
消防機関へ通報する火災報知設備	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上	(※7) 政令 23 条
非常警報器具又は非常警報設備	非常警報設備	収容人員 50人以上 地階及び無窓階 収容人員 20人以上	政令 24 条
	放送設備	収容人員 300人以上 地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員 50人以上(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)	政令 25 条
	2階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	
	6階以上の階	収容人員 30人以上	条例 49 条
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの		条例 50 条
誘導灯	避難口	全 部	(※8) 政令 26 条
	通路	全 部	
	標識	全 部	
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上	(※9)	政令 27 条
排煙設備	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	政令 28 条
連結散水設備	地 階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令 28 条の2
連結送水管	一般	地階を除く階数が7以上	政令 29 条
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上	
	屋上部分	道路の用に供される部分を有するもの	
非常コンセント設備	一般	地階を除く階数が11以上の階	政令 29 条の2
	地 階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	条例 54 条
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上		省令 12 条
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上		告示 19 号
	地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上		
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上		

※1 可燃性液体類に係るもの除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※4 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ができる構造の階を除く。

※6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※7 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※8 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※9 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超えて、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 5. 令別表第1(2)項ハの防火対象物

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの

消防用設備等	設置基準				関係法令
消火器具	一般	全部			
	火気等使用場所				条例41条
屋内消火栓設備	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条
	一般 延面積	700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上	
	地階・無窓階又は4階以上の階 床面積	150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上	
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の750倍以上			
	階数5以上のもの 全部	(※2)			条例43条
スプリンクラー設備	階数11以上のもの 全部				
	平屋建以外 床面積の合計	6,000m <sup>2</sup> 以上			
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上			
	地階・無窓階 4階以上10階以下の階 床面積	1,000m <sup>2</sup> 以上			
	2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの				条例44条
	高さ31mを超える階				
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場 [ 泡・粉末 ]			
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	水噴霧・泡 不活性ガス・粉末	政令13条
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上		
	自動車の修理 又は整備部分	床面積	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 1階 500m <sup>2</sup> 以上	[ ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末 ]	
		地階・2階以上の階 床面積 1階 屋上	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン ]	
	駐車場(※3)	機械装置駐車	収容台数10台以上		
		2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上 [ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン ]			
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積	200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]	政令13条
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積	200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]	
	通信機器室	床面積	500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]	
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 [ 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 ]			
屋外消火栓設備	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計	500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン ]	条例45条
	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※4)				政令19条
	動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物			

自動火災報知設備	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	政令 21 条
	特定一階段等 防火対象物	全 部	
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上	
	地階・無窓階	床面積 100m <sup>2</sup> 以上	
	道路の用に供する部分	屋上部 分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上 屋上部分以外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上	
	駐車場部分(※5)	地階・2階以上の階 床面積 200m <sup>2</sup> 以上	
	階数11以上もの	11階以上の階	
	地 階	床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上	
ガス漏れ火災警報設備	温泉の採取のための設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	政令21条の2
	一 般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	(※6)
漏電火災警報器	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの	政令 22 条
	一 般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上	(※7)
消防機関へ通報する 火災報知設備	非常警報設備	収容人員 50人以上   地階及び無窓階 収容人員 20人以上	政令 24 条
	放送設備	収容人員 300人以上   地階を除く階数が11以上のもの   地階の階数が3以上のもの	
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員 50人以上(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)	政令 25 条
	2階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	
	6階以上の階	収容人員 30人以上	条例 49 条
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの		条例 50 条
誘導灯	避 難 口	全 部	(※8)
	通 路	全 部	
	標 識	全 部	
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上	(※9)	政令 27 条
	高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上		
排煙設備	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	政令 28 条
連結散水設備	地 階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2
連結送水管	一 般	地階を除く階数が7以上   地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上   道路の用に供される部分を有するもの	政令 29 条
	屋 上 部 分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場	
	一 般	地階を除く階数が11以上の階	
非常コンセント設備	地 階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	条例 54 条
	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上		省令 12 条
総合操作盤	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上		告示 19 号
	地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上		
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上		

※1 可燃性液体類に係るもの除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料したものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料したものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※4 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から15項まで、17項及び18項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ができる構造の階を除く。

※6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※7 消防機関(消防署、出張所及び救急ワーカステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※8 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※9 同一敷地内に別表第1(1)項から15項まで、17項及び18項に掲げる建築物(高さが31mを超えて、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 6. 令別表第1(2)項ニの防火対象物

カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において  
客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの

消防用設備等	設置基準				関係法令				
消火器具	一般	全部							
	火気等使用場所				条例41条				
屋内消火栓設備	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条				
	一般 延面積	700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上					
	地階・無窓階又は4階以上の階 床面積	150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上					
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の750倍以上							
スプリンクラー設備	階数5以上のもの	全部			(※2) 条例43条				
	階数11以上のもの	全部			政令12条				
	平屋建以外	床面積の合計 6,000m <sup>2</sup> 以上							
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上							
	地階・無窓階 4階以上10階以下の階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上			条例44条				
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの								
	高さ31mを超える階								
	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場			政令13条				
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末〕					
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上						
	自動車の修理 又は整備部分	床面積 1階	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上	〔 ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末〕					
	駐車場(※3)	地階・2階以上の階 床面積 1階 屋上	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン〕					
		機械装置駐車 収容台数10台以上			条例45条				
		2階以上の階にわたり吹抜けを共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上							
		〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン〕							
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上							
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末〕			政令13条				
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上							
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備〕							
屋外消火栓設備	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上			〔 不活性ガス・ハロゲン〕 条例45条				
		〔 不活性ガス・ハロゲン〕			〔 不活性ガス・ハロゲン〕				
	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上	(※4)			〔 不活性ガス・ハロゲン〕 政令19条				
動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物				〔 不活性ガス・ハロゲン〕 政令20条				

自動火災報知設備	一般	全 部	政令 21 条
	指 定 可 燃 物	危政令別表第4の数量の500倍以上	
	道路の用に供する部分	屋 上 部 分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上	
		屋 上 部 分 以 外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上	
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積の合計 1,000m <sup>2</sup> 以上	政令21条の2
温 泉 採 取 設 備	1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)		
漏 電 火 災 警 報 器	一 般 延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上 契 約 電 流 容 量 50アンペアを超えるもの	(※6)	政令 22 条
消防機関へ通報する火災報知設備	一 般 延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上	(※7)	政令 23 条
非常警報器具又は非常警報設備	非 常 警 報 設 備 収容人員 50人以上	地階及び無窓階 収容人員 20人以上	政令 24 条
	放 送 設 備 収容人員 300人以上	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	
避 難 器 具	2 階 以 上 の 階・地 階 収容人員 50人以上(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)	政令 25 条	
	2 階 以 上 の 階 避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上		
	6 階 以 上 の 階 収容人員 30人以上	条例 49 条	
避 難 用 タ ラ ッ プ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの	条例 50 条	
誘導灯	避 難 口 全 部	(※8)	政令 26 条
	通 路 全 部		
	標 識 全 部		
消 防 用 水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※9)	政令 27 条	
	高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上		
	地 階 ・ 無 窓 階 床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上		
連 結 散 水 設 備	地 階 床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2	
連 結 送 水 管	地 階 を除く階数が7以上	政令 29 条	
	一 般 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上 道路の用に供される部分を有するもの		
	屋 上 部 分 回転翼航空機の発着場・自動車駐車場		
非常コンセント設備	一 般 地階を除く階数が11以上の階	政令29条の2	
	地 階 床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	条例 54 条	
総 合 操 作 盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上	省令 12 条	
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上	告示 19 号	
	地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上		
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上		

※1 可燃性液体類に係るもの除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料したものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料したものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※4 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※7 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※8 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※9 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超えるか、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 7. 令別表第1(3)項イの防火対象物

待合、料理店その他これらに類するもの

消防用設備等	設置基準				関係法令	
消火器具	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上				
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上				
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所				政令10条	
	火気等使用場所					
屋内消火栓設備	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	条例41条	
	一般 延面積	700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上		
	地階・無窓階又 は4階以上の階	床面積 150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上		
	指定可燃物(※1)					
	階数5以上のもの	全部				
スプリンクラー設備	階数11以上のもの	全部			条例43条	
	平屋建以外	床面積の合計 6,000m <sup>2</sup> 以上				
	指定可燃物(※1)					
	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上				
	4階以上10階以下の階	床面積 1,500m <sup>2</sup> 以上				
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	高さ31mを超える階				条例44条	
	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場			政令13条	
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 〕		
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・粉末 〕		
	自動車の修理 又は整備部分	地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上	〔 ハロゲン・泡 〕		
		床面積 1階	500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・粉末 〕		
	駐車場(※5)	地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 〕		
		床面積 1階	500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・粉末 〕		
		屋上	300m <sup>2</sup> 以上	〔 ハロゲン 〕		
		機械装置駐車 収容台数10台以上		〔 水噴霧・泡 〕		
	2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上				条例45条	
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕		政令19条	
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕			
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕			
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 〕				
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン 〕			

自動火災報知設備	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上		政令 21 条			
	特定一階段等 防火対象物	全 部					
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上					
	地階・無窓階	床面積 100m <sup>2</sup> 以上					
	道路の用に供する部分	屋上部 分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上				
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上				
	駐車場部分(※7)	地階・2階以上の階 床面積 200m <sup>2</sup> 以上					
ガス漏れ火災警報設備	階数 11 以上 の も の	11階以上の階		政令21条の2			
	地 階	床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上					
	温 泉 採 取 設 備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)					
漏電火災警報器	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上		政令 22 条			
	契約電流容量	50アンペアを超えるもの					
消防機関へ通報する 火災報知設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上		(※8) 政令 23 条			
非常警報器具又は 非常警報設備	非常警報設備	収容人員 50人以上	地階及び無窓階 収容人員 20人以上	政令 24 条			
	放送設備	収容人員 300人以上	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの				
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員 50人以上(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)		政令 25 条			
	2階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上					
	6階以上の階	収容人員 30人以上					
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの			条例 49 条			
誘導灯	避難口	全 部		(※10) 政令 26 条			
	通路	全 部					
	標識	全 部					
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上			政令 27 条			
	高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上						
連結散水設備	地 階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上		政令28条の2			
連結送水管	一般	地階を除く階数が7以上		政令 29 条			
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上					
		道路の用に供される部分を有するもの					
非常コンセント設備	屋上部 分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場		条例 53 条			
	一般	地階を除く階数が11以上の階		政令29条の2			
総合操作盤	地 階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上		条例 54 条			
	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上			省令 12 条			
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上			告示 19 号			
	地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上						
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上						

※1 可燃性液体類に係るものをお除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 省令第13条で定める部分を面積算定から除外する。

※5 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※6 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※7 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※9 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※10 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※11 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 8. 令別表第1(3)項の防火対象物

飲食店

消防用設備等	設置基準				関係法令	
消防器具	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上			政令10条	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上				
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所					
屋内消火栓設備	火気等使用場所				条例41条	
	建物構造	耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条	
	一般	延べ面積 700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上		
	地階・無窓階 又は4階以上の階	床面積 150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上		
	指定可燃物(※1) 危政令別表第4の数量の750倍以上					
スプリンクラー設備	階数5以上のもの	全部			条例43条	
	階数11以上のもの	全部				
	平屋建以外	床面積の合計 6,000m <sup>2</sup> 以上				
	指定可燃物(※1) 危政令別表第4の数量の1,000倍以上					
	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上				
	4階以上10階以下の階	床面積 1,500m <sup>2</sup> 以上				
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	2以上の階のうち、地階・無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が1,500m <sup>2</sup> 以上のもの				条例44条	
	高さ31mを超える階	(※3)				
	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場				
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	〔泡・粉末〕		
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	〔水噴霧・泡 不活性ガス・粉末〕		
	自動車の修理部 又は整備部分	床面積 地階・2階以上の階 1階	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上	〔ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末〕		
		床面積 1階 屋上	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 以上	〔水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン〕		
駐車場(※5)	機械装置駐車 収容台数10台以上				条例45条	
	2階以上の階にわたり吹抜けを共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上					
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上				
	鍛造場・ボイラ室 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上				
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上				
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備〕				
屋外消火栓設備	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上			条例45条	
	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※6)					
	動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物				

自動火災報知設備	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	政令 21 条
	特定一階段等 防火対象物	全 部	
	指 定 可 燃 物	危政令別表第4の数量の500倍以上	
	地 階・無 窓 階	床面積 100m <sup>2</sup> 以上	
	道路の用に供する部分	屋 上 部 分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上	
		屋 上 部 分 以 外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上	
	駐 車 場 部 分 (※7)	地階・2階以上の階 床面積 200m <sup>2</sup> 以上	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上	政令21条の2
	温 泉 採 取 設 備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	
漏電火災警報器	一 般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	(※8) 政令 22 条
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの	
消防機関へ通報する 火 災 報 知 設 備	一 般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	(※9) 政令 23 条
	非 常 警 報 設 備	収容人員 50人以上 地階及び無窓階 収容人員 20人以上	
非常警報器具又は 非常警報設備	放 送 設 備	収容人員 300人以上 地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	政令 24 条
	2 階 以 上 の 階・地 階	収容人員 50人以上(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)	
	2 階 以 上 の 階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	
避 難 器 具	6 階 以 上 の 階	収容人員 30人以上	条例 49 条
	避 難 用 タ ラ ッ プ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの	
	避 難 口	全 部	
誘導灯	通 路	全 部	(※10) 政令 26 条
	標 誌	全 部	
消 防 用 水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上	(※11)	政令 27 条
	高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上		
	連 結 散 水 設 備	地 階 床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	
連 結 送 水 管	一 般	地階を除く階数が7以上 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上	政令 29 条
		道路の用に供される部分を有するもの	
	屋 上 部 分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場	
非常コンセント設備	一 般	地階を除く階数が11以上の階	政令29条の2
	地 階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	
総 合 操 作 盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上		省令 12 条 告示 19 号
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上		
	地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上		
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上		

※1 可燃性液体類に係るもの除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料したものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料したものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 省令第13条で定める部分を面積算定から除外する。

※5 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※6 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※7 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ができる構造の階を除く。

※8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※9 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※10 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※11 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあつては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあつては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあつては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 9. 令別表第1(4)項の防火対象物

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場

消防用設備等	設置基準				関係法令	
消火器具	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上			政令10条	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上				
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所					
	火気等使用場所				条例41条	
屋内消火栓設備	建物構造	耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条	
	一般 延べ面積	700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上		
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上		
	指定可燃物(※1) 危政令別表第4の数量の750倍以上					
	階数5以上のもの	全部			条例43条	
スプリンクラー設備	階数11以上のもの	全部				
	平屋建以外	床面積の合計 3,000m <sup>2</sup> 以上			政令12条	
	指定可燃物(※1) 危政令別表第4の数量の1,000倍以上					
	地階・無窓階 4階以上10階以下の階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上				
	高さ31mを超える階				条例44条	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場			政令13条	
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	〔水噴霧・泡 不活性ガス・粉末〕		
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上			
	自動車の修理部 又は整備部	床面積	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 1階 500m <sup>2</sup> 以上	〔ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末〕		
	駐車場(※3)	地階・2階以上の階 床面積 1階 屋上	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 以上	〔水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン〕		
		機械装置駐車	収容台数10台以上			
		2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計	200m <sup>2</sup> 以上	〔水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン〕	条例45条	
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン・粉末〕			
	鍛造場・ボイラ室 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン・粉末〕			
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン・粉末〕			
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備〕				
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン〕			
	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上	(※4)				
屋内・屋外消火栓設備設置対象物				政令19条		
屋内・屋外消火栓設備設置対象物				政令20条		

自動火災報知設備	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上		政令 21 条	
	特定一階段等 防火対象物	全 部			
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上			
	道路の用に供する部分	屋 上 部 分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上		
		屋 上 部 分 以 外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上		
	駐車場部分(※5)	地階・2階以上の階 床面積 200m <sup>2</sup> 以上			
ガス漏れ火災警報設備	階数 11 以上 の も の	11階以上の階		政令 21 条の2	
	地 階	床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上			
漏電火災警報器	温泉の採取のための設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)		政令 22 条	
	契 約 電 流 容 量	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上 (※6)			
消防機関へ通報する 火 災 報 知 設 備	一 般	50アンペアを超えるもの		政令 23 条	
非常警報器具又は 非常警報設備	非常警報器具	収容人員 20人以上50人未満		政令 24 条	
	非常警報設備	収容人員 50人以上	地階及び無窓階 収容人員 20人以上		
	放送設備	収容人員 300人以上	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの		
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員 50人以上(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)		政令 25 条	
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上			
	6階以上の階	収容人員 30人以上			
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの			条例 49 条	
誘導灯	避難口	全 部		条例 50 条	
	通路	全 部			
	標識	全 部			
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で、1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※9)			政令 27 条	
	高さ31mを超かつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上				
排煙設備	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上		政令 28 条	
連結散水設備	地 階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上		政令 28 条の2	
連結送水管	一 般	地階を除く階数が7以上		政令 29 条	
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上			
		道路の用に供される部分を有するもの			
非常コンセント設備	屋上部分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場		条例 53 条	
	一 般	地階を除く階数が11以上の階			
	地 階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上			
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上			省令 12 条	
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上				
	地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上				
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上				

※1 可燃性液体類に係るものと除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※4 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※7 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※8 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※9 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 10. 令別表第1(5)項イの防火対象物

旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの

消防用設備等	設置基準				関係法令	
消防器具	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上				
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上				
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所				政令10条	
	火気等使用場所				条例41条	
屋内消火栓設備	建物構造	耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり		
	一般	延べ面積 700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上	政令11条	
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上		
	指定可燃物(※1)					
	階数5以上のもの 全部				(※2) 条例43条	
スプリンクラー設備	階数11以上のもの	全 部	(※3)			
	平屋建以外	床面積の合計 6,000m <sup>2</sup> 以上	(※4)			
	指定可燃物(※1)				政令12条	
	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上				
	4階以上10階以下の階	床面積 1,500m <sup>2</sup> 以上	(※3)			
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	高さ31mを超える階				条例44条	
	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場	〔泡・粉末〕			
	道路の用に供する部分	屋上部分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上 屋上部分以外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上	〔水噴霧・泡 不活性ガス・粉末〕			
	自動車の修理 又は整備部分	床面積 地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 1階 500m <sup>2</sup> 以上	〔ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末〕		政令13条	
	駐車場(※5)	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 床面積 1階 500m <sup>2</sup> 以上 屋上 300m <sup>2</sup> 以上	〔水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン〕			
		機械装置駐車 収容台数10台以上				
		2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上	〔水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン〕			
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン・粉末〕		政令13条	
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン・粉末〕			
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン・粉末〕			
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備〕	〔〕			
屋外消火栓設備	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン〕			
	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上	(※6)			政令19条	
	屋内・屋外消火栓設備設置対象物					
動力消防ポンプ設備					政令20条	

自動火災報知設備	一般	全 部	政令 21 条
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上	
	道路の用に供する部分	屋上部分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上 屋上部分以外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上	
	駐車場部分(※7)	地階・2階以上の階 床面積 200m <sup>2</sup> 以上	
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上	政令21条の2
	温 泉 採 取 設 備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	
漏電火災警報器	一 般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上	(※8) 政令 22 条
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの	
消防機関へ通報する火災報知設備	一 般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上	(※9) 政令 23 条
非常警報器具又は非常警報設備	非 常 警 報 設 備	収容人員 20人以上	政令 24 条
	放 送 設 備	収容人員 300人以上 地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	
避難器具	2 階 以 上 の 階 ・ 地 階	収容人員 30人以上(下階に(1)項～(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項に掲げる防火対象物が存するものは収容人員10人)	政令 25 条
	3 階 以 上 の 階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの		条例 50 条
誘導灯	避 難 口	全 部	(※10) 政令 26 条
	通 路	全 部	
	標 誌	全 部	
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※11) 高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上		政令 27 条
連結散水設備	地 階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2
連結送水管	一 般	地階を除く階数が7以上	政令 29 条
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上	
		道路の用に供される部分を有するもの	
	屋上部分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場	条例 53 条
非常コンセント設備	一 般	地階を除く階数が11以上の階	政令29条の2
	地 階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上		省令 12 条
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上		告示 19 号
	地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上		
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上		

※1 可燃性液体類に係るもの除去。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 省令第13条で定める部分を面積算定から除外する。

※5 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※6 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※7 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※9 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※10 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※11 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあつては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあつては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあつては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 11. 令別表第1(5)項口の防火対象物

寄宿舎、下宿又は共同住宅

消防用設備等	設置基準				関係法令			
消防器具	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上						
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上						
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所							
	火気等使用場所							
屋内消火栓設備	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条			
	一般 延べ面積	700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上				
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上				
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の750倍以上						
	階数5以上のもの	全部 (※2)			条例43条			
スプリンクラー設備	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上			政令12条			
	階数11以上のもの	11階以上の階						
	地階・無窓階	床面積 2,000m <sup>2</sup> 以上			条例44条			
	高さ31mを超える階							
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場			政令13条			
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	水噴霧・泡 不活性ガス・粉末				
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上					
	自動車の修理 又は整備部分	床面積 地階・2階以上の階 1階	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上	ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末				
	駐車場(※3)	地階・2階以上の階 床面積 1階 屋上	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 以上	水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン				
		機械装置駐車 収容台数10台以上						
		2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上			条例45条			
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン・粉末〕		政令13条			
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン・粉末〕					
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン・粉末〕					
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備〕						
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン〕		条例45条			
	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※4)							
	屋内・屋外消火栓設備設置対象物							

自動火災報知設備	一般	延べ面積 200m <sup>2</sup> 以上(耐火・準耐火以外)	条例 47 条        政令 21 条	
		延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上		
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上		
	地階・無窓階 又は3階以上の階 道路の用に供する部分	床面積 300m <sup>2</sup> 以上		
		屋上部分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上		
		屋上部分以外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上		
	駐車場部分(※5)	地階・2階以上の階 床面積 200m <sup>2</sup> 以上		
	階数11以上のもの	11階以上の階		
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	政令21条の2	
漏電火災警報器	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上	(※6) 政令 22 条	
	契約電流容量	50アンペアを超えるもの		
消防機関へ通報する火災報知設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	(※7) 政令 23 条	
非常警報器具又は非常警報設備	非常警報設備	収容人員 50人以上	地階及び無窓階 収容人員 20人以上 地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	政令 24 条
	放送設備	収容人員 800人以上		
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員 30人以上(下階に(1)項～(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項に掲げる防火対象物が存するものは収容人員10人)	3階以上の階 避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	政令 25 条
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上		
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの			条例 50 条
誘導灯	避難口	地階・無窓階・11階以上	(※8) 政令 26 条	
	通路	地階・無窓階・11階以上		
	標識	全部		
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上	(※9)	政令 27 条	
	高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上			
連結散水設備	地階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2	
連結送水管	一般	地階を除く階数が7以上	政令 29 条	
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上		
	屋上部分	道路の用に供される部分を有するもの		
非常コンセント設備	一般	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場	条例 53 条	
	地階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	条例 54 条	
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上		省令 12 条	
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上		告示 19 号	
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上			

※1 可燃性液体類に係るものと除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※4 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※7 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※8 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※9 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 12. 令別表第1(6)項イの防火対象物

次に掲げる防火対象物

- (1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。)
  - (i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。
  - (ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。
- (2) 次のいずれにも該当する診療所
  - (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。
  - (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- (3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所
- (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

消防用設備等	設置基準				関係法令	
消防器具	(1)から(3)まで	全部			政令10条	
	(4)	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上				
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上				
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所					
火気等使用場所					条例41条	
屋内消火栓設備	建物構造	耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条	
	(1)及び(2) 延べ面積	700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 又は※1のうち いずれか小さい面積以上	2,100m <sup>2</sup> 又は※1のうち いずれか小さい面積以上		
	(3)及び(4) 延べ面積	700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上		
	地階・無窓階又 は4階以上の階	床面積 150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上		
	指定可燃物(※2)	危政令別表第4の数量の750倍以上				
	階数5以上のもの	全部 (※3)				
	(1)及び(2) 全部	(※4)				
スプリンクラー設備	階数11以上のもの	全部 (※5)			政令12条	
	平屋建以外	床面積の合計 (1)～(3) 3,000m <sup>2</sup> 以上 (4) 6,000m <sup>2</sup> 以上 (※6)				
	指定可燃物(※2)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上				
	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上				
	4階以上10階以下の階	床面積 1,500m <sup>2</sup> 以上 (※5)				
	高さ31mを超える階					
	高さ31mを超える階					
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場 [ 泡・粉末 ]			政令13条	
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 ]		
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・粉末 ]		
	自動車の修理 又は整備部分	床面積 地階・2階以上の階 1階	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上	[ ハロゲン・泡 ] [ 不活性ガス・粉末 ]		
	駐車場(※7)	地階・2階以上の階 床面積 1階 屋上	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 ] [ 不活性ガス・粉末 ] [ ハロゲン ]		
		機械装置駐車	収容台数10台以上			
	2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で	床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 ] [ 不活性ガス・粉末 ] [ ハロゲン ]	条例45条		
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]	政令13条		
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]			
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]			
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 [ 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 ]				
	冷凍室又は冷藏室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン ]	条例45条		
屋外消火栓設備	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※8)				政令19条	
動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物				政令20条	

自動火災報知設備	(1)から(3)まで	全 部		政令21条	
	(4)	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上			
	特 定 一 階 段 等 防 火 対 象 物	全 部			
	指 定 可 燃 物	危政令別表第4の数量の500倍以上			
	道 路 の 用 に 供 す る 部 分	屋 上 部 分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上		
		屋 上 部 分 以 外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上		
	駐 車 場 部 分 (※9)	地階・2階以上の階 床面積 200m <sup>2</sup> 以上			
ガス漏れ火災警報設備	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階		政令21条の2	
	地 階	床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上			
	温 泉 の 採 取 の た め の 設 備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)			
漏電火災警報器	一 般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	(※10)	政令22条	
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの			
消防機関へ通報する火災報知設備	(1)から(3)まで	全 部		(※11)	
	(4)	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上			
非常警報器具又は非常警報設備	非 常 警 報 設 備	収容人員 20人以上		政令24条	
	放 送 設 備	収容人員 300人以上	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの		
避難器具	2 階 以 上 の 階 ・ 地 階	収容人員 20人以上(下階に(1)項～(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項に掲げる防火対象物が存するものは収容人員10人)		政令25条	
	3 階 以 上 の 階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上			
避難用タラップ				条例50条	
誘導灯	避 難 口	全 部		(※12)	
	通 路	全 部			
	標 識	全 部			
消 防 用 水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※13) 高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上				
	連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2	
連 結 送 水 管	一 般	地階を除く階数が7以上	(※14)	政令29条	
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上			
		道路の用に供される部分を有するもの			
非常コンセント設備	屋 上 部 分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場		条例53条	
	一 般	地階を除く階数が11以上の階		政令29条の2	
	地 階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上		条例54条	
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上				
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上				
	地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上				
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上				
				告示19号	

※1 1,000m<sup>2</sup>に政令第12条第2項第3号の2に規定する省令第13条の5の2で定める部分の床面積の合計を加えた面積

※2 可燃性液体類に係るものを除く。

※3 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画しているものを除く。

※4 政令第12条第1項第3号及び第4号に掲げるものを除く防火対象物で省令第12条の2で定める構造を有するものを除く。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、政令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物又はその部分のうち省令第13条の5の2で定める部分以外の部分の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>未満のものに限る。

※5 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※6 省令第13条で定める部分を面積算定から除外する。

※7 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※8 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※9 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※10 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※11 次に掲げる場所を除く。

ア (6)項イ(1)及び(2)は、消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。イにおいて同じ。)が存する建築物内

イ (6)項イ(3)及び(4)は、消防機関からの歩行距離が500m以下である場所

※12 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※13 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

### 13. 令別表第1(6)項の防火対象物

次に掲げる防火対象物

- (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
- (2) 救護施設
- (3) 乳児院
- (4) 障害児入所施設
- (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。(ハ)(5)において「短期入所等施設」という。)

消防用設備等	設置基準				関係法令
消火器具	一般全 部				政令 10 条
火気等使用場所					条例 41 条
屋内消火栓設備	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令 11 条
	一般 延面積	700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 又は※1のうち いざれか小さい面積以上	2,100m <sup>2</sup> 又は※1のうち いざれか小さい面積以上	
	地階・無窓階又 は4階以上の階	床面積	150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	
	指定可燃物(※2)危政令別表第4の数量の750倍以上				
	階数5以上のもの 全 部				条例 43 条
スプリンクラー設備	(1) 及び (3)	全 部			政令 12 条
	(2)、(4)及び(5)	介助がなければ避難できないものとして省令第12条の3で定める者を主として入所させるもの	全 部	(※4)	
		介助がなければ避難できないものとして省令第12条の3で定める者を主として入所させるもの以外	275m <sup>2</sup> 以上		
	階数11以上のもの	全 部		(※5)	
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上			
高さ31mを超える階				(※5)	条例 44 条
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場 [ 泡・粉末 ]			政令 13 条
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 ]	
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・粉末 ]	
	自動車の修理 又は整備部分	床面積	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 1階 500m <sup>2</sup> 以上	[ ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末 ]	
		地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 床面積 1階 500m <sup>2</sup> 以上 屋上 300m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン ]		
	駐車場(※6)	機械装置駐車	収容台数10台以上		
		2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン ]	条例 45 条	
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]		
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]		
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]		
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 [ 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 ]			
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン ]	条例 45 条	
屋外消火栓設備	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※7)				政令 19 条
動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物				政令 20 条

自動火災報知設備	一般	全 部		政令 21 条		
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上				
	道路の用に供する部分	屋 上 部 分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上			
		屋 上 部 分 以 外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上			
駐車場部分(※8)	地階・2階以上の階 床面積 200m <sup>2</sup> 以上					
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上		政令21条の2		
	温 泉 採 取 設 備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)				
漏電火災警報器	一 般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上		(※9) 政令 22 条		
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの				
消防機関へ通報する火災報知設備	一 般	全 部		(※10) 政令 23 条		
非常警報器具又は非常警報設備	非 常 警 報 器 具	収容人員 20人以上50人未満		政令 24 条		
	非 常 警 報 設 備	収容人員 50人以上	地階及び無窓階 収容人員 20人以上			
	放 送 設 備	収容人員 300人以上	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの			
避難器具	2 階 以 上 の 階 ・ 地 階	収容人員 20人以上(下階に(1)項～(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項に掲げる防火対象物が存するものは収容人員10人)		政令 25 条		
	3 階 以 上 の 階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上				
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの			条例 50 条		
誘導灯	避 難 口	全 部				
	通 路	全 部		(※11) 政令 26 条		
	標 識	全 部				
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※12)			政令 27 条		
	高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上					
連結散水設備	地 階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上		政令28条の2		
連結送水管	一 般	地階を除く階数が7以上		政令 29 条		
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上				
	屋 上 部 分	道路の用に供される部分を有するもの				
非常コンセント設備	一 般	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場		条例 53 条		
総合操作盤	地 階	地階を除く階数が11以上の階		政令29条の2 告示 19 号		
	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上					
延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上				省令 12 条		
地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上						
地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上						
地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上						

※1 1,000m<sup>2</sup>に政令第12条第2項第3号の2に規定する省令第13条の5の2で定める部分の床面積の合計を加えた面積

※2 可燃性液体類に係るものを除く。

※3 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※4 政令第12条第1項第3号及び第4号に掲げるものを除く防火対象物で省令第12条の2で定める構造を有するものを除く。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、政令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物又はその部分のうち省令第13条の5の2で定める部分以外の部分の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>未満のものに限る。

※5 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※6 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※7 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※8 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※9 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※10 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※11 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※12 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超えるか、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 14. 令別表第1(6)項ハの防火対象物

次に掲げる防火対象物

- (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(口(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(口(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(口(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
- (2) 更生施設
- (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
- (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)
- (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(口(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)

消防用設備等	設置基準				関係法令	
消火器具	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上			政令10条	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上 「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所				
	火気等使用場所					
屋内消火栓設備	建物構造	耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条	
	一般	延べ面積 700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上		
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上		
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の750倍以上				
	階数5以上のもの	全部 (※2)				
スプリンクラー設備	階数11以上のもの	全部 (※3)			政令12条	
	平屋建以外	床面積の合計 6,000m <sup>2</sup> 以上 (※4)				
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上				
	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上				
	4階以上10階以下の階	床面積 1,500m <sup>2</sup> 以上 (※3)				
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場 [ 泡・粉末 ]			政令13条	
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 ]		
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・粉末 ]		
	自動車の修理 又は整備部分	床面積	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 1階 500m <sup>2</sup> 以上	[ ハロゲン・泡 ] [ 不活性ガス・粉末 ]		
		地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 ]		
		床面積 1階	500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・粉末 ]		
		屋上	300m <sup>2</sup> 以上	[ ハロゲン ]		
	駐車場(※5)	機械装置駐車	収容台数10台以上			
		2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で	床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 ] [ 不活性ガス・粉末 ] [ ハロゲン ]		
				[ 不活性ガス・粉末 ] [ ハロゲン ]		
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]		政令19条	
	鍛造場・ボイラ室・乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]			
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]			
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 [ 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 ]				
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン ]			
			[ 不活性ガス・ハロゲン ]			

自動火災報知設備	利用者を入居させ又は宿泊させるもの	全 部		政令 21 条	
	利用者を入居させ又は宿泊させるもの以外	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上			
	特定一階段等防火対象物	全 部			
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上			
	道路の用に供する部分	屋 上 部 分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上		
		屋 上 部 分 以 外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上		
	駐車場部分(※7)	地階・2階以上の階 床面積 200m <sup>2</sup> 以上			
	階数11以上のもの	11階以上の階			
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上		政令21条の2	
	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)			
漏電火災警報器	一 般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上		(※8) 政令 22 条	
	契約電流容量	50アンペアを超えるもの			
消防機関へ通報する火災報知設備	一 般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上		(※9) 政令 23 条	
非常警報器具又は非常警報設備	非常警報器具	収容人員 20人以上50人未満			
	非常警報設備	収容人員 50人以上	地階及び無窓階 収容人員 20人以上	政令 24 条	
	放送設備	収容人員 300人以上	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの		
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員 20人以上(下階に(1)項～(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項に掲げる防火対象物が存するものは収容人員10人)		政令 25 条	
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上			
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの				
誘導灯	避難口	全 部		(※10) 政令 26 条	
	通路	全 部			
	標識	全 部			
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※11) 高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上				
連結散水設備	地 階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上		政令28条の2	
連結送水管	一 般	地階を除く階数が7以上 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上 道路の用に供される部分を有するもの			
	屋上部分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場		条例 53 条	
非常コンセント設備	一 般	地階を除く階数が11以上の階			
	地 階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上		条例 54 条	
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上 地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上 地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上 地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上				

※1 可燃性液体類に係るものを除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料したものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料したものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 省令第13条で定める部分を面積算定から除外する。

※5 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※6 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※7 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縫若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※9 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※10 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※11 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超えるか、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 15. 令別表第1(6)項ニの防火対象物

幼稚園又は特別支援学校

消防用設備等	設置基準				関係法令	
消火器具	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上			政令10条	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上				
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所					
屋内消火栓設備	火気等使用場所				条例41条	
	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条	
	一般	延べ面積 700m <sup>2</sup> 以上	床面積 1,400m <sup>2</sup> 以上	床面積 2,100m <sup>2</sup> 以上		
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150m <sup>2</sup> 以上	床面積 300m <sup>2</sup> 以上	床面積 450m <sup>2</sup> 以上		
	指定可燃物(※1) 危政令別表第4の数量の750倍以上					
スプリンクラー設備	階数5以上のもの 全部				条例43条	
	階数11以上のもの 全部				政令12条	
	平屋建以外 床面積の合計 6,000m <sup>2</sup> 以上					
	指定可燃物(※1) 危政令別表第4の数量の1,000倍以上					
	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上				
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	4階以上10階以下の階	床面積 1,500m <sup>2</sup> 以上		(※3)	条例44条	
	高さ31mを超える階					
	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場				
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 〕		
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 〕		
駐車場(※5)	自動車の修理 又は整備部分	床面積 地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上	〔 ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末 〕		政令13条	
		床面積 1階 500m <sup>2</sup> 以上	〔 ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末 〕			
	機械装置駐車 収容台数10台以上	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 〕			
		床面積 1階 500m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 〕			
		屋上 300m <sup>2</sup> 以上	〔 ハロゲン 〕			
	2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上				条例45条	
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕		政令13条	
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕			
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕			
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 〕				
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン 〕			
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上				政令19条	
	屋内・屋外消火栓設備設置対象物				政令20条	

自動火災報知設備	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上		政令 21 条			
	特定一階段等 防火対象物	全 部					
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上					
	道路の用に供する部分	屋 上 部 分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上				
		屋 上 部 分 以 外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上				
	駐車場部分(※7)	地階・2階以上の階 床面積 200m <sup>2</sup> 以上					
	階数11以上もの	11階以上の階					
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上		政令21条の2			
	温 泉 採 取 設 備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)					
漏電火災警報器	一 般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上		(※8) 政令 22 条			
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの					
消防機関へ通報する火災報知設備	一 般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上		(※9) 政令 23 条			
非常警報器具又は非常警報設備	非 常 警 報 器 具	収容人員 20人以上50人未満					
	非 常 警 報 設 備	収容人員 50人以上	地階及び無窓階 収容人員 20人以上	政令 24 条			
	放 送 設 備	収容人員 300人以上	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの				
避難器具	2 階 以 上 の 階 ・ 地 階	収容人員 20人以上(下階に(1)項～(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項に掲げる防火対象物が存するものは収容人員10人)		政令 25 条			
	3 階 以 上 の 階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上					
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの			条例 50 条			
誘導灯	避 難 口	全 部					
	通 路	全 部		(※10) 政令 26 条			
	標 誌	全 部					
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※11) 高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上			政令 27 条			
連結散水設備	地 階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上					
連結送水管	地階を除く階数が7以上						
	地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上		政令 29 条				
	道路の用に供される部分を有するもの						
非常コンセント設備	屋 上 部 分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場		条例 53 条			
	一 般	地階を除く階数が11以上の階		政令 29 条の2			
	地 階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上		条例 54 条			
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上			省令 12 条 告示 19 号			
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上						
	地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上						
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上						

※1 可燃性液体類に係るもの除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 省令第13条で定める部分を面積算定から除外する。

※5 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※6 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※7 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※9 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※10 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※11 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 16. 令別表第1(7)項の防火対象物

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの

消防用設備等	設置基準				関係法令		
消火器具	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上			政令10条		
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上					
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所						
火気等使用場所					条例41条		
屋内消火栓設備	建物構造	耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条		
	一般	延べ面積 700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上			
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上			
	指定可燃物(※1)						
スプリンクラー設備	階数5以上のもの	全部			条例43条		
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の750倍以上			政令12条		
	階数11以上のもの	11階以上の階			(※3)		
	地階・無窓階	床面積 2,000m <sup>2</sup> 以上			条例44条		
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	高さ31mを超える階				(※3)		
	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場			政令13条		
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	〔 泡・粉末 〕			
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 〕			
	自動車の修理 又は整備部分	床面積	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 1階 500m <sup>2</sup> 以上	〔 ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末 〕			
		床面積	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 1階 500m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 〕			
	駐車場(※4)	屋上	300m <sup>2</sup> 以上	〔 ハロゲン 〕			
		機械装置駐車	収容台数10台以上				
	2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上				条例45条		
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕		政令13条		
	鍛造場・ボイラ室 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕				
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕				
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 〕					
冷凍室又は冷蔵室		床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン 〕		条例45条		
屋外消火栓設備	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※5)				政令19条		
動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物						

自動火災報知設備	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上	政令 21 条
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 300m <sup>2</sup> 以上	
	道路の用に供する部分	屋上部分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上	
		屋上部分以外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上	
	駐車場部分(※6)	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上	
	階数11以上のもの	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	政令21条の2
漏電火災警報器	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上 (※7)	政令 22 条
消防機関へ通報する火災報知設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上 (※8)	政令 23 条
非常警報器具又は非常警報設備	非常警報設備	収容人員 50人以上 地階及び無窓階 収容人員 20人以上	政令 24 条
	放送設備	収容人員 800人以上 地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員 50人以上(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)	政令 25 条
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	
	6階以上の階	収容人員 30人以上	
避難用タラップ		地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの	条例 49 条
誘導灯	避難口	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上 (※9)	条例 51 条
	通路	地階・無窓階・11階以上 (※10)	政令 26 条
		延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上 (※9)	条例 51 条
	標識	地階・無窓階・11階以上 (※10)	政令 26 条
消防用水		敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※11) 高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上	政令 27 条
連結散水設備	地階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2
連結送水管		地階を除く階数が7以上	政令 29 条
	一般	地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上	
	屋上部分	道路の用に供される部分を有するもの	
非常コンセント設備	一般	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場	条例 53 条
	地階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	条例 54 条
総合操作盤		延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上	省令 12 条
		地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上	告示 19 号
		地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上	

※1 可燃性液体類に係るものと除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※5 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※8 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※9 昼間のみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。

※10 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※11 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 17. 令別表第1(8)項の防火対象物

図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの

消防用設備等	設置基準				関係法令	
消火器具	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上			政令10条	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上				
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所					
火気等使用場所					条例41条	
屋内消火栓設備	建物構造	耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条	
	一般 延べ面積	700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上		
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上		
	指定可燃物(※1) 危政令別表第4の数量の750倍以上					
スプリンクラー設備	階数5以上のもの	全部	(※2)		条例43条	
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上			政令12条	
	階数11以上のもの	11階以上の階	(※3)			
	地階・無窓階	床面積 2,000m <sup>2</sup> 以上	(※3)		条例44条	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場			政令13条	
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末〕		
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上			
	自動車の修理 又は整備部分	床面積 地階・2階以上の階 1階	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上	〔 ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末〕		
	駐車場(※4)	地階・2階以上の階 床面積 1階 屋上	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン〕		
		機械装置駐車	収容台数10台以上			
		2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上				
				〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン〕	条例45条	
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末〕		政令13条	
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火氣使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末〕			
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末〕			
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備〕				
冷凍室又は冷蔵室					条例45条	
屋外消火栓設備	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上				(※5) 政令19条	
動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物				政令20条	

自動火災報知設備	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上	政令 21 条
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 300m <sup>2</sup> 以上	
	道路の用に供する部分	屋上部分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上	
		屋上部分以外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上	
	駐車場部分(※6)	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上	
	階数11以上のもの	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	政令21条の2
漏電火災警報器	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上 (※7)	政令 22 条
消防機関へ通報する火災報知設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上 (※8)	政令 23 条
非常警報器具又は非常警報設備	非常警報設備	収容人員 50人以上 地階及び無窓階 収容人員 20人以上	政令 24 条
	放送設備	収容人員 800人以上 地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員 50人以上(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)	政令 25 条
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	
	6階以上の階	収容人員 30人以上	
避難用タラップ		地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの	条例 49 条
誘導灯	避難口	地階・無窓階・11階以上	(※9)
	通路	地階・無窓階・11階以上	
	標識	全部	
消防用水		敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※10) 高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上	政令 27 条
連結散水設備	地階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2
連結送水管	一般	地階を除く階数が7以上	政令 29 条
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上	
		道路の用に供される部分を有するもの	
	屋上部分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場	条例 53 条
非常コンセント設備	一般	地階を除く階数が11以上の階	政令29条の2
	地階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	条例 54 条
総合操作盤		延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上	省令 12 条
		地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上	告示 19 号
		地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上	

※1 可燃性液体類に係るものを除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※5 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※8 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※9 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※10 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 18. 令別表第1(9)項イの防火対象物

公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの

消防用設備等	設置基準				関係法令
消防器具	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上			
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上			
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所				政令10条
火気等使用場所					条例41条
屋内消火栓設備	建物構造	耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	
	一般	延べ面積 700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上	政令11条
	地階・無窓階又 は4階以上の階	床面積 150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上	
	指定可燃物(※1)				
	危政令別表第4の数量の750倍以上				
階数5以上のもの					条例43条
スプリンクラー設備	階数11以上のもの	全部	(※2)		
	平屋建以外	床面積の合計 6,000m <sup>2</sup> 以上	(※3)		
	指定可燃物(※1)				危政令別表第4の数量の1,000倍以上
	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上			
	4階以上10階以下の階	床面積 1,500m <sup>2</sup> 以上	(※3)		
高さ31mを超える階					条例44条
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場	〔泡・粉末〕		
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	〔水噴霧・泡〕	
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・粉末〕	
	自動車の修理 又は整備部分	地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上	〔ハロゲン・泡〕	
		床面積 1階	500m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・粉末〕	
	駐車場(※5)	地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上	〔水噴霧・泡〕	
		床面積 1階	500m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・粉末〕	
		屋上	300m <sup>2</sup> 以上	〔ハロゲン〕	
	機械装置駐車 収容台数10台以上				
	2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上				〔水噴霧・泡〕
	〔不活性ガス・粉末〕				〔ハロゲン〕
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン・粉末〕		
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン・粉末〕		
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン・粉末〕		
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備〕			
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	〔不活性ガス・ハロゲン〕		
屋外消火栓設備	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※6)				政令19条
動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物				

自動火災報知設備	一般	延べ面積 200m <sup>2</sup> 以上		政令21条	
	特定一階段等 防火対象物	全 部			
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上			
	道路の用に供する部分	屋上部 分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上		
		屋上部 分 以 外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上		
	駐車場部分(※7)	地階・2階以上の階	床面積 200m <sup>2</sup> 以上		
	階数11以上もの	11階以上の階			
ガス漏れ火災警報設備	地階	床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上		政令21条の2	
	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)			
漏電火災警報器	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上 (※8)		政令22条	
消防機関へ通報する 火災報知設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上 (※9)		政令23条	
非常警報器具又は 非常警報設備	非常警報設備	収容人員 20人以上		政令24条	
	放送設備	収容人員 300人以上	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの		
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員 50人以上(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)		政令25条	
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上			
	6階以上の階	収容人員 30人以上			
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの			条例50条	
誘導灯	避難口	全 部		政令26条	
	通路	全 部			
	標識	全 部			
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※11) 高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上			政令27条	
連結散水設備	地階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上		政令28条の2	
連結送水管	一般	地階を除く階数が7以上		政令29条	
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上			
		道路の用に供される部分を有するもの			
	屋上部 分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場		条例53条	
非常コンセント設備	一般	地階を除く階数が11以上の階		政令29条の2	
	階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上			
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上			省令12条 告示19号	
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上				
	地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上				
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上				

※1 可燃性液体類に係るものと除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 省令第13条で定める部分を面積算定から除外する。

※5 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※6 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※7 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※9 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※10 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※11 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 19. 令別表第1(9)項の防火対象物

### (9) 項に掲げる公衆浴場以外の公衆浴場

消防用設備等	設置基準				関係法令			
消防器具	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上			政令10条			
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上 「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所						
	火気等使用場所				条例41条			
屋内消火栓設備	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条			
	一般	延べ面積 700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上				
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上				
	指定可燃物(※1)危政令別表第4の数量の750倍以上							
スプリンクラー設備	階数5以上のもの	全部 (※2)			条例43条			
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上						
	階数11以上のもの	11階以上の階 (※3)						
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場 [ 泡・粉末 ]			政令13条			
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ]				
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上					
	自動車の修理 又は整備部分	床面積 地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上	[ ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末 ]					
		1階 500m <sup>2</sup> 以上						
	駐車場(※4)	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン ]					
		床面積 1階 500m <sup>2</sup> 以上 屋上 300m <sup>2</sup> 以上						
	機械装置駐車 収容台数10台以上				条例45条			
	2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上							
	[ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン ]							
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]					
	鍛造場・ボイラ室 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]					
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]		政令19条			
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 [ 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 ]						
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン ]					
	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※5)							
屋内・屋外消火栓設備設置対象物				[ 不活性ガス・ハロゲン ]				

自動火災報知設備	一般	家族ぶろの床面積合計 200m <sup>2</sup> 以上	条例 47 条
		延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上	
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上	
	地階・無窓階 又は3階以上の階 道路の用に供する部分	床面積 300m <sup>2</sup> 以上	政令 21 条
		屋上部分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上 屋上部分以外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上	
	駐車場部分(※6)	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上	
	階数11以上のもの	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	政令21条の2
漏電火災警報器	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上 (※7)	政令 22 条
消防機関へ通報する火災報知設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上 (※8)	政令 23 条
非常警報器具又は非常警報設備	非常警報器具	収容人員 20人以上50人未満	政令 24 条
	非常警報設備	収容人員 50人以上 地階及び無窓階 収容人員 20人以上	
	放送設備	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員 50人以上(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)	政令 25 条
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	
	6階以上の階	収容人員 30人以上	条例 49 条
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの		条例 50 条
誘導灯	避難口	全 部	(※9) 政令 26 条
	通路	全 部	
	標識	全 部	
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※10) 高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上		政令 27 条
連結散水設備	地階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2
連結送水管	一般	地階を除く階数が7以上	政令 29 条
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上	
		道路の用に供される部分を有するもの	
非常コンセント設備	屋上部分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場	条例 53 条
	一般	地階を除く階数が11以上の階	
	地階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	条例 54 条
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上		省令 12 条
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上		告示 19 号
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上		

※1 可燃性液体類に係るものを除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料したものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料したものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※5 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※8 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※9 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※10 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 20. 令別表第1(10)項の防火対象物

車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)

消防用設備等	設置基準				関係法令	
消防器具	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上			政令10条	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上				
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所					
屋内消火栓設備	火気等使用場所				条例41条	
	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条	
	一般	延べ面積 700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上		
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上		
スプリンクラー設備	指定可燃物(※1) 危政令別表第4の数量の750倍以上				政令12条	
	階数5以上のもの	全部 (※2)				
	指定可燃物(※1) 危政令別表第4の数量の1,000倍以上					
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	階数11以上のもの	11階以上の階 (※3)			条例44条	
	高さ31mを超える階					
	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場 [ 泡・粉末 ]				
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	水噴霧・泡 不活性ガス・粉末	政令13条	
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上			
	自動車の修理 又は整備部分	地階・2階以上の階 床面積 1階	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上	ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末		
	駐車場(※4)	地階・2階以上の階 床面積 1階 屋上 機械装置駐車	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 以上 収容台数10台以上	水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン		
		2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上 [ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン ]				
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]		政令19条	
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]			
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]			
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備〕				
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン ]			

自動火災報知設備	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上	政令 21 条
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 300m <sup>2</sup> 以上	
	道路の用に供する部分	屋上部分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上	
		屋上部分以外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上	
	駐車場部分(※6)	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上	
	階数11以上のもの	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	政令21条の2
漏電火災警報器	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上 (※7)	政令 22 条
消防機関へ通報する火災報知設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上 (※8)	政令 23 条
非常警報器具又は非常警報設備	非常警報設備	収容人員 50人以上 地階及び無窓階 収容人員 20人以上	政令 24 条
	放送設備	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員 50人以上(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)	政令 25 条
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	
	6階以上の階	収容人員 30人以上	条例 49 条
避難用タラップ		地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの	条例 50 条
誘導灯	避難口	地階・無窓階・11階以上	(※9)
	通路	地階・無窓階・11階以上	
	標識	全 部	
消防用水		敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※10) 高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上	政令 27 条
排煙設備	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	政令 28 条
連結散水設備	地階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2
連結送水管	一般	地階を除く階数が7以上	政令 29 条
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上 道路の用に供される部分を有するもの	
	屋上部分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場	条例 53 条
非常コンセント設備	一般	地階を除く階数が11以上の階	政令29条の2
	地階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上		省令 12 条
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上		告示 19 号
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上		

※1 可燃性液体類に係るもの除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※5 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※8 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※9 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※10 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 21. 令別表第1(11)項の防火対象物

神社、寺院、教会その他これらに類するもの

消防用設備等	設置基準				関係法令	
消火器具	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上			政令10条	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積	50m <sup>2</sup> 以上			
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所					
火気等使用場所				条例41条		
屋内消火栓設備	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条	
	一般 延べ面積	1,000m <sup>2</sup> 以上	2,000m <sup>2</sup> 以上	3,000m <sup>2</sup> 以上		
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積	200m <sup>2</sup> 以上	400m <sup>2</sup> 以上		
	指定可燃物(※1)					
スプリンクラー設備	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の750倍以上			条例43条	
	階数5以上のもの	全部				
	(※2)					
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上			条例44条	
	階数11以上のもの	11階以上の階				
	(※3)					
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場			政令13条	
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末〕		
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上			
	自動車の修理 又は整備部分	床面積	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 1階 500m <sup>2</sup> 以上	〔 ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末〕		
	駐車場(※4)	地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン〕		
		床面積 1階	500m <sup>2</sup> 以上			
		屋上	300m <sup>2</sup> 以上			
	機械装置駐車 収容台数10台以上				条例45条	
	2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上					
	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン〕					
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積	200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末〕		
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積	200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末〕		
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	通信機器室	床面積	500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末〕	政令19条	
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備〕				
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計	500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン〕		
	〔 不活性ガス・ハロゲン〕					
屋外消火栓設備	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上				政令20条	
動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物				政令19条	

自動火災報知設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	政令 21 条
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 300m <sup>2</sup> 以上	
	道路の用に供する部分	屋上部分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上 屋上部分以外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上	
	駐車場部分(※6)	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上	
	階数11以上のもの	11階以上の階	
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	
	ガス漏れ火災警報設備	温泉採取設備 収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	政令21条の2
漏電火災警報器	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上	(※7) 政令 22 条
消防機関へ通報する火災報知設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	(※8) 政令 23 条
非常警報器具又は非常警報設備	非常警報設備	収容人員 50人以上 地階及び無窓階 収容人員 20人以上	政令 24 条
	放送設備	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	
避難器具	2階以上の階・地階	収容人員 50人以上(主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)	政令 25 条
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	
	6階以上の階	収容人員 30人以上	条例 49 条
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの		条例 50 条
誘導灯	避難口	地階・無窓階・11階以上	政令 26 条
	通路	地階・無窓階・11階以上	
	標識	全部	
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※10) 高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上		政令 27 条
連結散水設備	地階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2
連結送水管	一般	地階を除く階数が7以上	政令 29 条
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上	
		道路の用に供される部分を有するもの	
屋上部分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場		条例 53 条
非常コンセント設備	一般	地階を除く階数が11以上の階	政令29条の2
	地階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上		省令 12 条
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上		告示 19 号
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上		

※1 可燃性液体類に係るものと除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※5 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で作った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で作った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で作った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※8 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※9 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※10 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 22. 令別表第1(12)項イの防火対象物

工場又は作業場

消防用設備等	設置基準				関係法令			
消防器具	一般 延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上				政令10条			
	地階・無窓階 床面積 50m <sup>2</sup> 以上 又は3階以上の階							
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所							
火気等使用場所					条例41条			
屋内消火栓設備	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条			
	一般 延べ面積	700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上				
	地階・無窓階又は4階以上の階 床面積	150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上				
	指定可燃物(※1) 危政令別表第4の数量の750倍以上							
階数5以上のもの 全部					条例43条			
スプリンクラー設備	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上			政令12条			
	階数11以上のもの	11階以上の階						
	地階・無窓階	床面積 2,000m <sup>2</sup> 以上						
	高さ31mを超える階							
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場			政令13条			
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 〕				
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上					
	自動車の修理 又は整備部分	床面積 1階	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上	〔 ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末 〕				
		床面積 1階	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン 〕				
		屋上	300m <sup>2</sup> 以上					
	駐車場(※4)	機械装置駐車	収容台数10台以上	〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン 〕				
		2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上						
		〔 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン 〕						
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕					
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕		政令13条			
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕					
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 〕						
	冷凍室又は冷藏室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン 〕					
1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※5)					条例45条			
屋内・屋外消火栓設備設置対象物					政令20条			

自動火災報知設備	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上		政令 21 条	
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上			
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 300m <sup>2</sup> 以上			
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上		
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上		
	駐車場部分(※6)	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上			
	階数11以上のもの	11階以上の階			
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)		政令21条の2	
漏電火災警報器	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上		(※7) 政令 22 条	
消防機関へ通報する火災報知設備	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上		(※8) 政令 23 条	
非常警報器具又は非常警報設備	非常警報器具	収容人員 20人以上50人未満		政令 24 条	
	非常警報設備	収容人員 50人以上	地階及び無窓階 収容人員 20人以上		
	放送設備	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの			
避難器具	3階以上の階・地階	地階・無窓階	収容人員 100人以上	政令 25 条	
		その他の階	収容人員 150人以上		
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上			
	6階以上の階	収容人員 30人以上		条例 49 条	
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの			条例 50 条	
誘導灯	避難口	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	(※9)	条例 51 条	
	通路	地階・無窓階・11階以上		(※10) 政令 26 条	
	標識	全 部			
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※11) 高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上				
連結散水設備	地階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上		政令28条の2	
連結送水管	一般	地階を除く階数が7以上		政令 29 条	
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上			
		道路の用に供される部分を有するもの			
	屋上部分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場		条例 53 条	
非常コンセント設備	一般	地階を除く階数が11以上の階		政令29条の2	
	地階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上			
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上			省令 12 条	
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上			告示 19 号	
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上				

※1 可燃性液体類に係るものを除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※5 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※8 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※9 昼間のみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。

※10 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※11 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 23. 令別表第1(12)項口の防火対象物

映画スタジオ又はテレビスタジオ

消防用設備等	設置基準				関係法令	
消火器具	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上			政令10条	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積	50m <sup>2</sup> 以上			
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所				条例41条	
	火気等使用場所					
屋内消火栓設備	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条	
	一般 延べ面積	700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上		
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積	150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上		
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の750倍以上				
	階数5以上のもの	全部				
スプリンクラー設備	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上			政令12条	
	階数11以上のもの	11階以上の階				
	スタジオ部分(※4) の床面積の合計	地階・無窓階・4階以上の階 その他の階	300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上	(※3)	条例44条	
	高さ31mを超える階					
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場			政令13条	
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 ]		
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・粉末 ]		
	自動車の修理 又は整備部分	床面積 1階	地階・2階以上の階 500m <sup>2</sup> 以上	[ ハロゲン・泡 ]		
			2階 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・粉末 ]		
	駐車場(※5)	床面積 屋上	300m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 ]		
		機械装置駐車	収容台数10台以上	[ 不活性ガス・粉末 ]		
		2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上		[ ハロゲン ]		
				[ 水噴霧・泡 ]	条例45条	
				[ 不活性ガス・粉末 ]		
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]		政令19条	
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]			
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]			
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 [ 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 ]				
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン ]			

自動火災報知設備	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上		政令 21 条	
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上			
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 300m <sup>2</sup> 以上			
	道路の用に供する部分	屋上部 分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上		
		屋上部 分 以 外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上		
	駐車場部分(※7)	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上			
階数11以上もの		11階以上の階			
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)		政令21条の2	
漏電火災警報器	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上		(※8) 政令 22 条	
消防機関へ通報する火災報知設備	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上		(※9) 政令 23 条	
非常警報器具又は非常警報設備	非常警報器具	収容人員 20人以上50人未満		政令 24 条	
	非常警報設備	収容人員 50人以上	地階及び無窓階 収容人員 20人以上		
	放送設備	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの			
避難器具	3階以上の階・地階	地階・無窓階	収容人員 100人以上	政令 25 条	
		その他の階	収容人員 150人以上		
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上			
6階以上の階		収容人員 30人以上		条例 49 条	
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの			条例 50 条	
誘導灯	避難口	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	(※10)	条例 51 条	
		地階・無窓階・11階以上			
	通路	地階・無窓階・11階以上	(※11)	政令 26 条	
標識		全部			
消防用水		敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※12)		政令 27 条	
		高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上			
連結散水設備	地階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上		政令28条の2	
連結送水管	一般	地階を除く階数が7以上		政令 29 条	
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上			
	屋上部 分	道路の用に供される部分を有するもの			
非常コンセント設備		回転翼航空機の発着場・自動車駐車場		条例 53 条	
総合操作盤	一般	地階を除く階数が11以上の階		政令29条の2	
	地階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上		条例 54 条	
	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上				
		地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上		告示 19 号	
		地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上			

※1 可燃性液体類に係るものと除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。(地階及び無窓階を除く。)

※4 映画又はテレビの撮影の用に供する部分及びこれに接続して設けられた大道具室及び小道具室をいう。

※5 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※6 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※7 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井又は天井縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※9 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※10 昼間のみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。

※11 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※12 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超えるか、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 24. 令別表第1(13)項イの防火対象物

自動車車庫又は駐車場

消防用設備等	設置基準			関係法令	
消火器具	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上		政令10条	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上			
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所				
火気等使用場所				条例41条	
屋内消火栓設備	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の750倍以上		政令11条	
	階数5以上のもの	全 部 (※2)		条例43条	
スプリンクラー設備	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上		政令12条	
	階数11以上のもの	11階以上の階 (※3)			
	高さ31mを超える階			条例44条	
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場		政令13条	
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上		
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上		
	自動車の修理部 又は整備部分	地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上		
		床面積 1階	500m <sup>2</sup> 以上		
	駐車場(※4)	地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上		
		床面積 1階	500m <sup>2</sup> 以上		
		屋上	300m <sup>2</sup> 以上		
	機械装置駐車		収容台数10台以上		
	2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上			条例45条	
	発電機・変圧器等 電気設備				
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕		政令19条	
	鍛造場・ボイラ室・乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕		
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕		
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 〕			
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン 〕		

自動火災報知設備	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上	政令 21 条
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 300m <sup>2</sup> 以上	
	道路の用に供する部分	屋上部分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上	
		屋上部分以外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上	
	駐車場部分(※6)	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上	
	階数11以上のもの	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	政令21条の2
消防機関へ通報する火災報知設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上 (※7)	政令 23 条
非常警報器具又は非常警報設備	非常警報設備	収容人員 50人以上 地階及び無窓階で収容人員20人以上	政令 24 条
	放送設備	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	
避難器具	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	政令 25 条
	6階以上の階	収容人員 30人以上	条例 49 条
避難用タラップ		地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの	条例 50 条
誘導灯	避難口	地階・無窓階・11階以上	政令 26 条
	通路	地階・無窓階・11階以上	
	標識	全 部	
消防用水		敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※9) 高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上	政令 27 条
排煙設備	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	政令 28 条
連結散水設備	地階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2
連結送水管		地階を除く階数が7以上	政令 29 条
		般 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上	
	屋上部分	道路の用に供される部分を有するもの	
非常コンセント設備	一般	地階を除く階数が11以上の階	政令29条の2
	地階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	条例 54 条
総合操作盤		延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上	省令 12 条
		地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上	告示 19 号
		地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上	

※1 可燃性液体類に係るものを除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※5 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※7 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※8 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※9 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 25. 令別表第1(13)項口の防火対象物

### 飛行機又は回転翼航空機の格納庫

消防用設備等	設置基準			関係法令				
消火器具	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上		政令10条				
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上						
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所							
	火気等使用場所							
屋内消火栓設備	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の750倍以上		政令11条				
	階数5以上のもの	全部 (※2)		条例43条				
スプリンクラー設備	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上		政令12条				
	階数11以上のもの	11階以上の階 (※3)						
	高さ31mを超える階							
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	一般	全 部 [ 泡・粉末 ]		政令13条				
	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場 [ 泡・粉末 ]						
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上					
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上					
	自動車の修理 又は整備部分	床面積 地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上					
		1階	500m <sup>2</sup> 以上					
	駐車場(※4)	地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上					
		床面積 1階	500m <sup>2</sup> 以上					
		屋上	300m <sup>2</sup> 以上					
	機械装置駐車 収容台数10台以上							
	2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上			条例45条				
	[ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン ]							
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]	政令13条				
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]					
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]					
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 [ 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 ]						
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン ]	条例45条				
屋外消火栓設備	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※5)			政令19条				
動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物			政令20条				

自動火災報知設備	一般	全 部	政令 21 条	
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上		
	道路の用に供する部分	屋上部分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上		
		屋上部分以外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上		
駐車場部分(※6)	地階・2階以上の階 床面積 200m <sup>2</sup> 以上			
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	政令21条の2	
消防機関へ通報する火災報知設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上 (※7)	政令 23 条	
非常警報器具又は非常警報設備	非常警報設備	収容人員 50人以上 地階及び無窓階で収容人員20人以上	政令 24 条	
	放送設備	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの		
避難器具	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	政令 25 条	
	6階以上の階	収容人員 30人以上	条例 49 条	
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの			
誘導灯	避難口	地階・無窓階・11階以上	政令 26 条	
	通路	地階・無窓階・11階以上 (※8)		
	標識	全 部		
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※9)			
	高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上			
排煙設備	地階・無窓階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	政令 28 条	
連結散水設備	地階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2	
連結送水管	一般	地階を除く階数が7以上	政令 29 条	
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上		
		道路の用に供される部分を有するもの		
非常コンセント設備	屋上部分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場	条例 53 条	
	一般	地階を除く階数が11以上の階	政令29条の2	
	地階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	条例 54 条	
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上			
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上			
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上		告示 19 号	

※1 可燃性液体類に係るもの除去。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※5 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※7 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※8 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※9 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 26. 令別表第1(14)項の防火対象物

### 倉庫

消防用設備等	設置基準				関係法令	
消防器具	一般	延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上			政令 10 条	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上				
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所					
屋内消火栓設備	火気等使用場所				条例 41 条	
	建物構造	耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令 11 条	
	一般 延べ面積	700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上	2,100m <sup>2</sup> 以上		
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積	150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上		
	指定可燃物(※1)					
スプリンクラー設備	階数5以上のもの	全部 (※2)			条例 43 条	
	建物構造	耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり		
	天井の高さが10mを超えるラック式倉庫	延べ面積	700m <sup>2</sup> 以上	1,400m <sup>2</sup> 以上		
	指定可燃物(※1)				条例 44 条	
	階数11以上のもの	11階以上の階 (※3)				
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	地階・無窓階	床面積 2,000m <sup>2</sup> 以上				
	高さ31mを超える階	(※3)				
	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場 [ 泡・粉末 ]			条例 45 条	
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	水噴霧・泡 不活性ガス・粉末		
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上			
駐車場(※4)	自動車の修理又は整備部分	床面積 1階	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上	ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末	政令 13 条	
		床面積 1階	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 以上	水噴霧・泡 不活性ガス・粉末		
		屋上	300m <sup>2</sup> 以上	ハロゲン		
	機械装置駐車	収容台数10台以上				
	2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上					
電気設備	発電機・変圧器等	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]		政令 13 条	
	鍛造場・ボイラ室・乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]			
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]			
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 [ 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 ]				
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン ]			
屋外消火栓設備	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※5)				政令 19 条	
動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物				政令 20 条	

自動火災報知設備	一般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上	政令 21 条
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上	
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 300m <sup>2</sup> 以上	
	道路の用に供する部分	屋上部分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上	
		屋上部分以外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上	
	駐車場部分(※6)	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上	
	階数11以上のもの	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	政令21条の2
漏電火災警報器	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上 (※7)	政令 22 条
消防機関へ通報する火災報知設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上 (※8)	政令 23 条
非常警報器具又は非常警報設備	非常警報設備	収容人員 50人以上 地階及び無窓階で収容人員20人以上	政令 24 条
	放送設備	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	
避難器具	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	政令 25 条
	6階以上の階	収容人員 30人以上	条例 49 条
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの		条例 50 条
誘導灯	避難口	地階・無窓階・11階以上	
	通路	地階・無窓階・11階以上 (※9)	政令 26 条
	標識	全部	
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※10) 高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上		政令 27 条
連結散水設備	地階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2
連結送水管	一般	地階を除く階数が7以上 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上 道路の用に供される部分を有するもの	政令 29 条
	屋上部分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場	条例 53 条
非常コンセント設備	一般	地階を除く階数が11以上の階	政令29条の2
	地階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	条例 54 条
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上		省令 12 条
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上		告示 19 号
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上		

※1 可燃性液体類に係るものを除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※5 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※8 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※9 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※10 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 27. 令別表第1(15)項の防火対象物

前各項に該当しない事業場

消防用設備等	設置基準				関係法令			
消火器具	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上			政令10条			
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積	50m <sup>2</sup> 以上					
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所							
火気等使用場所					条例41条			
屋内消火栓設備	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条			
	一般 延面積	1,000m <sup>2</sup> 以上	2,000m <sup>2</sup> 以上	3,000m <sup>2</sup> 以上				
	地階・無窓階又は4階以上の階	床面積	200m <sup>2</sup> 以上	400m <sup>2</sup> 以上				
	指定可燃物(※1) 危政令別表第4の数量の750倍以上							
スプリンクラー設備	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上			政令12条			
	階数5以上のもの	全 部 (※2)						
	高さ31mを超える階							
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場			政令13条			
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 〕				
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・粉末 〕				
	自動車の修理 又は整備部分	地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上	〔 ハロゲン・泡 〕				
		床面積 1階	500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・粉末 〕				
	駐車場(※4)	地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上	〔 水噴霧・泡 〕				
		床面積 1階	500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・粉末 〕				
		屋上	300m <sup>2</sup> 以上	〔 ハロゲン 〕				
	機械装置駐車 収容台数10台以上							
	2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上							
〔 水噴霧・泡 〕 〔 不活性ガス・粉末 〕 〔 ハロゲン 〕					条例45条			
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕		政令13条			
	鍛造場・ボイラ室 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕					
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン・粉末 〕					
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 〕						
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	〔 不活性ガス・ハロゲン 〕					
屋外消火栓設備	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上	(※5)			政令19条			
動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物				政令20条			

自動火災報知設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上		政令 21 条	
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上			
	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 300m <sup>2</sup> 以上			
	道路の用に供する部分	屋上部 分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上		
		屋上部 分 以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上		
	駐車場部分(※6)	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上			
	階数11以上のもの	11階以上の階			
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上			
ガス漏れ火災警報設備	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)		政令21条の2	
漏電火災警報器	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上			
	契約電流容量	50アンペアを超えるもの			
消防機関へ通報する火災報知設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上		政令 23 条	
非常警報器具又は非常警報設備	非常警報設備	収容人員 50人以上	地階及び無窓階で収容人員20人以上		
	放送設備	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの			
避難器具	3階以上の階・地階	地階・無窓階	収容人員 100人以上	政令 25 条	
		その他の階	収容人員 150人以上		
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上			
	6階以上の階	収容人員 30人以上			
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの				
誘導灯	避難口	地階・無窓階・11階以上		政令 26 条	
	通路	地階・無窓階・11階以上			
	標識	全 部			
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※10) 高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上				
	連結散水設備	地階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2	
連結送水管	一般	地階を除く階数が7以上		政令 29 条	
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上			
		道路の用に供される部分を有するもの			
	屋上部 分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場			
非常コンセント設備	一般	地階を除く階数が11以上の階		政令29条の2	
	地階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上			
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上				
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上			告示 19 号	
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上				

※1 可燃性液体類に係るもの除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※5 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※8 消防機関(消防署、出張所及び救急ワーカステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※9 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※10 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 28. 令別表第1(16)項イの防火対象物

複合用途防火対象物のうち、その一部分が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる  
防火対象物の用途に供されているもの

消防用設備等	設置基準				関係法令					
消火器具	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上			政令10条					
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所									
	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上								
火気等使用場所										
屋内消火栓設備	指定可燃物(※1)危政令別表第4の数量の750倍以上				政令11条 条例43条					
	建物構造		・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限なし ・耐火で内装制限なし						
	一般	延べ面積	1,000m <sup>2</sup> 以上	2,000m <sup>2</sup> 以上						
	階数5以上のもの 全部 (※2)									
スプリンクラー設備	指定可燃物(※1)危政令別表第4の数量の1,000倍以上				政令12条 条例44条					
	階数11以上のもの 全部 (※3)									
	一般	床面積の合計 3,000m <sup>2</sup> 以上		(※4)						
	地階・無窓階	(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの存する階で、当該部分の床面積が1,000m <sup>2</sup> 以上								
	4階以上10階以下の階	(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの存する階で、当該部分の床面積が1,500m <sup>2</sup> 以上 (※5)								
	(2)項及び(4)項の存する階で、当該部分の床面積が1,000m <sup>2</sup> 以上									
	高さ31mを超える階 (※6)									
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場 [ 泡・粉末 ]			政令13条 条例45条					
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ]						
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上							
	自動車の修理 又は整備部分	床面積 地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上		[ ハロゲン・泡 不活性ガス・粉末 ]						
		1階	500m <sup>2</sup> 以上							
	駐車場(※7)	床面積 地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上		[ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン ]						
		1階	500m <sup>2</sup> 以上							
		屋上	300m <sup>2</sup> 以上							
	機械装置駐車 収容台数10台以上									
	2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上									
	[ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン ]									
屋外消火栓設備	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]		政令19条 条例45条					
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]							
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]							
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 [ 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 ]								
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン ]							
1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※8)					政令19条					
動力消防ポンプ設備 屋内・屋外消火栓設備設置対象物					政令20条					

自動火災報知設備 (※10)	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	(※9)	政令21条
	特定一階段等 防火対象物	全 部		
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上		
	地階・無窓階	(2)項又は(3)項の存する階で、当該用途部分の床面積の合計が100m <sup>2</sup> 以上のもの		
	道路の用に供する部分	屋 上 部 分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上 屋 上 部 分 以 外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上		
	駐車場部分(※11)	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上		
	階数11以上のもの	11階以上の階		
	(5)項目の用途に供する部分	(5)項目部分の床面積合計 200m <sup>2</sup> 以上(耐火・準耐火以外)		
	(9)項目の用途に供する部分	家族ぶろの床面積合計 200m <sup>2</sup> 以上		
	一般(※12)	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上で(12)項又は(14)項部分の上階を(5)項目に供するもの(耐火・準耐火以外) 延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上		
ガス漏れ火災警報設備	地 階	床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上、かつ(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上		政令21条の2
漏電火災警報器	温 泉 採 取 設 備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)		
契約電流容量	一 般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上、かつ(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの床面積の合計300m <sup>2</sup> 以上	(※13)	政令22条
非常警報器具又は非常警報設備	非 常 警 報 設 備	収容人員 50人以上 地階及び無窓階で収容人員20人以上		政令24条
避難器具	放 送 設 備	収容人員 500人以上 地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの		
避難器具	2 階	(2)項又は(3)項の用途が存し、避難階又は地上に直通する階段が1の階で、収容人員10人以上		政令25条
	3 階 以 上 の 階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上		
	6 階 以 上 の 階	収容人員 30人以上		
避難用タラップ		地階を除く階数が11以上のものの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの		条例50条
誘導灯	避 難 口 全 部		(※14)	政令26条
	通 路 全 部			
	客 席	(1)項の用途に供する部分		
	標 識 全 部		(※14)	
小規模特定用途複合防火対象物 (※15)	避 難 口 延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上		(※16)	条例51条
	通 路 延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上			
消防用水		敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上	(※17)	政令27条
連結散水設備	地 階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上		政令28条の2
連結送水管	一 般	地階を除く階数が7以上		政令29条
	一 般	地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上		
	屋 上 部 分	道路の用に供される部分を有するもの		
非常コンセント設備	地 階	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場		条例53条
総合操作盤	一 般	地階を除く階数が11以上の階		政令29条の2
	地 階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上		条例54条
		延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上		省令12条
		地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上		
		地階を除く階数が5以上かつ延べ面積 20,000m <sup>2</sup> 以上		
		地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上		告示19号

※1 可燃性液体類に係るものを除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下とのもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

小規模特定用途複合防火対象物で、次のア及びイに掲げる部分以外の部分で10階以下の階に存するものは設置対象から除外する。  
 ア (6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分  
 イ (6)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分  
 ウ (6)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分(省令12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のものは、床面積が275m<sup>2</sup>以上のものに限る。)

※4 (1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの部分(省令13条で定める部分を除く。)の床面積の合計が3,000m<sup>2</sup>以上のものの階のうち、当該部分が存する階。

※5 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※6 省令第13条(第1項第2号を除く。)で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※7 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※8 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から15項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※9 小規模特定用途複合防火対象物(政令第21条第1項第8号の防火対象物を除く。)の部分(政令第21条第1項第5号及び第11号から15号までに掲げる防火対象物の部分を除く。)のうち、次のア及びイに掲げる部分以外の部分で、別表第1各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項(13)項及び(16)項から(20)項までを除く。)のいずれかの用途に供される部分で、当該用途部分の床面積(その用途部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合は、その用途部分並びに次のア及びイの用途部分の床面積の合計)が500m<sup>2</sup>未満(11)項及び(15)項の用途部分の場合は、1,000m<sup>2</sup>未満)であるものには、感知器、地区音響装置及び発信機を設けることを要しない。

ア (2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで及び(6)項ロに掲げる防火対象物  
 イ (6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

※10 上記※9に該当する部分のうち、[小規模特定用途複合防火対象物]欄に該当する部分には、感知器、地区音響装置及び発信機を設けなければならない。

※11 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※12 次のア及びイに掲げる用途部分を除く。

ア (2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで及び(6)項ロに掲げる防火対象物  
 イ (6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

※13 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縫若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※14 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※15 (7)項又は(12)項(12)項は通路の場合を除く。本文において同じ。)部分の床面積の合計が、当該小規模特定用途複合防火対象物の延べ面積の90%以上、かつ、(7)項又は(12)項部分以外の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満であるものに限る。

※16 昼間にのみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。

※17 同一敷地内に別表第1(1)項から15(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超える、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあつては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあつては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあつては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

◎本欄の他、政令別表第1(1)項～(15)項の各部分については、それぞれの用途ごとに規制される。(政令9条)

## 29. 令別表第1(16)項目の防火対象物

(16)項目に掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物

消防用設備等	設置基準				関係法令		
消火器具	地階・無窓階 又は3階以上の階	床面積 50m <sup>2</sup> 以上					
	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所				政令10条		
	一般	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上					
火気等使用場所							
屋内消火栓設備	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の750倍以上					
	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条		
	一般 延べ面積	1,000m <sup>2</sup> 以上	2,000m <sup>2</sup> 以上	3,000m <sup>2</sup> 以上	条例43条		
階数5以上のもの 全部 (※2)							
スプリンクラー設備	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上					
	階数11以上のもの	11階以上の階 (※3)					
	高さ31mを超える階				条例44条		
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場 [ 泡・粉末 ]					
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 ]			
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・粉末 ]			
	自動車の修理 又は整備部分	床面積 地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上	[ ハロゲン・泡 ]			
		1階	500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・粉末 ]			
	駐車場(※4)	地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 ]			
		床面積 1階	500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・粉末 ]			
		屋上	300m <sup>2</sup> 以上	[ ハロゲン ]			
		機械装置駐車	収容台数10台以上	[ 水噴霧・泡 ]			
		2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上 [ 不活性ガス・粉末 ]					
		[ ハロゲン ]					
電気設備	発電機・変圧器等	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]				
	鍛造場・ボイラー室・乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]				
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]				
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 [ 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 ]					
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン ]				
屋外消火栓設備	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上 (※5)				政令19条		
動力消防ポンプ設備	屋内・屋外消火栓設備設置対象物						

自動火災報知設備	一般	延べ面積300m <sup>2</sup> 以上で(12)項又は(14)項の上階を(5)項に供するもの(耐火・準耐火以外)	条例 47 条 政令 21 条	
		延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上		
	道路の用に供する部分	屋上部分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上		
		屋上部分以外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上		
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上		
	駐車場部分(※6)	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上		
ガス漏れ火災警報設備	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	政令 21 条	
	階数11以上もの	11階以上の階		
漏電火災警報器	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	政令 21 条の2	
非常警報器具又は非常警報設備	契約電流容量	50アンペアを超えるもの (※7)	政令 22 条	
避難器具	非常警報設備	収容人員 50人以上 地階及び無窓階で収容人員20人以上	政令 24 条	
	放送設備	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの		
避難用タラップ	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	政令 25 条 条例 49 条	
	6階以上の階	収容人員 30人以上		
誘導灯	避難口	地階・無窓階・11階以上	(※8)	
	通路	地階・無窓階・11階以上		
	標識	全 部		
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※9)		政令 27 条	
	高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上			
連結散水設備	地階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令 28 条の2	
連結送水管	一般	地階を除く階数が7以上	政令 29 条	
		地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上		
	屋上部分	道路の用に供される部分を有するもの		
非常コンセント設備	一般	地階を除く階数が11以上の階	政令 29 条の2	
	地階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	条例 54 条	
総合操作盤	延べ面積 50,000m <sup>2</sup> 以上		省令 12 条 告示 19 号	
	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上			
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上			

※1 可燃性液体類に係るもの除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※5 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※8 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

※9 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超え、かつ、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

◎本欄の他、政令別表第1(5)項、(7)項、(8)項、(9)項、(10)項～(15)項の各部分については、それぞれの用途ごとに規制される。(政令9条)

## 30. 令別表第1(16の2)項の防火対象物

### 地下街

消防用設備等	設置基準				関係法令				
消火器具	一般	全 部							
	火気等使用場所				政令10条 条例41条				
屋内消火栓設備	建物構造	・耐火・準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限あり ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり	政令11条				
	一般 延面積	150m <sup>2</sup> 以上	300m <sup>2</sup> 以上	450m <sup>2</sup> 以上					
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の750倍以上							
スプリンクラー設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上 (6)項イ(1)若しくは(2)又はロの用途に供する部分 (※2)			政令12条				
	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の1,000倍以上							
	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場 [ 泡・粉末 ]							
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	自動車の修理整備部分	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ ハロゲン・泡・不活性ガス・粉末 ]		政令13条 条例45条				
	駐車場(※3)	地階 200m <sup>2</sup> 以上 屋上 300m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ]						
		機械装置駐車 収容台数10台以上	[ ハロゲン ]						
		2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上	[ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ]						
	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]						
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]						
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]						
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 [ 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 ]							
	冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン ]						
	自動火災報知設備	延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上 (2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及びロの用途に供する部分 (6)項ハの用途に供する部分(利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る)	(※4)						
ガス漏れ火災警報設備 温泉採取設備 漏電火災警報器 消防機関へ通報する 火災報知設備 非常警報器具又は 非常警報設備	指定可燃物	危政令別表第4の数量の500倍以上			政令21条 政令22条 政令23条 政令24条 政令26条 政令28条 政令28条の2 政令29条 政令29条の2 政令29条の3				
	駐車場部分(※4)	床面積 200m <sup>2</sup> 以上							
	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上								
	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)							
	漏電火災警報器	一般 延べ面積 300m <sup>2</sup> 以上	(※5)						
	消防機関へ通報する 火災報知設備	一般 全 部	(※6)						
	放送設備	全 部							
	誘導灯	避難口 全 部 通路 全 部 客 席	(1)項の用途に供する部分 (※7)						
	排煙設備	一般 延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上							
	連結散水設備	地階 床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上							
連結送水管	一般	道路の用に供される部分を有するもの			政令29条				
		延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上							
	般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上							
非常コンセント設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上			政令29条の2				
無線通信補助設備	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上			政令29条の3				
総合操作盤	一般	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上			省令12条				

※1 可燃性液体類に係るもの除く。

※2 政令第12条第1項第6号に掲げるものを除く防火対象物で省令第12条の2第1項で定める構造を有するものを除く。特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、政令12条第1項第9号に掲げる防火対象物又はその部分のうち省令第13条の5の2で定める部分以外の部分の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>未満のものに限る。

※3 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※4 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※5 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※6 次に掲げる場所を除く。

ア (6)項イ(1)又は(2)の用途に供される部分が存するものは、消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。イにおいて同じ。)が存する建築物内

イ 上記アの用途に供される部分が存するもの以外は、消防機関からの歩行距離が500m以下である場所

※7 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

### 31. 令別表第1(16の3)項の防火対象物

建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

消防用設備等	設置基準	関係法令
消火器具	一般全 部	政令 10 条
火気等使用場所		条例 41 条
屋内消火栓設備	指定可燃物(※1)危政令別表第4の数量の750倍以上	政令 11 条
スプリンクラー設備	一般 延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上かつ(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上 指定可燃物(※1)危政令別表第4の数量の1,000倍以上	政令 12 条
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分 回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場 [ 泡・粉末 ] 自動車の修理整備部分 床面積 200m <sup>2</sup> 以上 [ ハロゲン・泡・不活性ガス・粉末 ] 駐車場(※2) 地階 200m <sup>2</sup> 以上 床面積 屋上 300m <sup>2</sup> 以上 [ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン ] 機械装置駐車 収容台数10台以上 2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上 [ 水噴霧・泡 不活性ガス・粉末 ハロゲン ]	政令 13 条 条例 45 条
発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上 [ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]	
鍛造場・ボイラ室・乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上 [ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]	政令 13 条
通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上 [ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]	
指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 [ 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備 ]	
冷凍室又は冷蔵室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上 [ 不活性ガス・ハロゲン ]	条例 45 条
自動火災報知設備	一般 延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上かつ(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの床面積の合計 300m <sup>2</sup> 以上 指定可燃物 危政令別表第4の数量の500倍以上 駐車場部分(※3) 床面積 200m <sup>2</sup> 以上 通信機器室 床面積 500m <sup>2</sup> 以上	政令 21 条
ガス漏れ火災警報設備	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上で、かつ(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	政令21条の2
温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	
消防機関へ通報する火災報知設備	一般 全 部 (※4)	政令 23 条
非常警報器具又は非常警報設備	放送設備 全 部	政令 24 条
誘導灯	避難口 全 部 通路 全 部 (※5)	政令 26 条
連結送水管	一般 道路の用に供される部分を有するもの	政令 29 条
非常コンセント設備	一般 床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	条例 54 条
総合操作盤	一般 地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上	告示 19 号

※1 可燃性液体類に係るものを除く。

※2 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※3 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※4 次に掲げる場所を除く。

ア (6)項イ(1)又は(2)の用途に供される部分が存するものは、消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。イにおいて同じ。)が存する建築物内

イ 上記アの用途に供される部分が存するもの以外は、消防機関からの歩行距離が500m以下である場所

※5 避難が容易であると認められるもので省令第28条の2で定める部分を除く。

## 32. 令別表第1(17)項の防火対象物

文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物

消防用設備等	設置基準			関係法令
消火器具	一般全 部			政令 10 条
	火気等使用場所			条例 41 条
屋内消火栓設備	指定可燃物(※1)	危政令別表第4の数量の750倍以上		政令 11 条
	階数5以上のもの	全 部	(※2)	条例 43 条
	階数11以上のもの	全 部	(※3)	政令 12 条
スプリンクラー設備	指定可燃物(※1)	危険物政令別表第4の数量の1,000倍以上		政令 12 条
	高さ31mを超える階	(※3)		条例 44 条
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場		政令 13 条
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	
	自動車の修理 又は整備部分	地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上	
		1階	500m <sup>2</sup> 以上	
		地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上	
	駐車場(※4)	床面積 1階	500m <sup>2</sup> 以上	
		屋上	300m <sup>2</sup> 以上	
	機械装置駐車 収容台数10台以上			
	2階以上の階にわたり吹抜を共有する部分で 床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上			条例 45 条
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	発電機・変圧器等 電気設備	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]	政令 13 条
	鍛造場・ボイラ室・ 乾燥室等多量の火気使用	床面積 200m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]	
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン・粉末 ]	
	指定可燃物	危政令別表第4の数量の1,000倍以上 〔水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備〕		
	冷凍室又は冷藏室	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	[ 不活性ガス・ハロゲン ]	条例 45 条
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上(※5)			政令 19 条
	屋内・屋外消火栓設備設置対象物			
				政令 20 条

自動火災報知設備	一般	全 部	政令21条
	指 定 可 燃 物	危政令別表第4の数量の500倍以上	
	道路の用に供する部分	屋 上 部 分 床面積 600m <sup>2</sup> 以上	
		屋 上 部 分 以 外 床面積 400m <sup>2</sup> 以上	
ガス漏れ火災警報設備	温 泉 採 取 設 備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)	政令21条の2
漏電火災警報器	一 般	全 部 (※7)	政令22条
消防機関へ通報する火災報知設備	一 般	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上 (※8)	政令23条
非常警報器具又は非常警報設備	設 備	収容人員 50人以上 地階及び無窓階で収容人員20人以上	政令24条
	放 送 設 備	地階を除く階数が11以上のもの 地階の階数が3以上のもの	
避難器具	3 階 以 上 の 階	避難階又は地上に直通する階段が1の階で収容人員10人以上	政令25条
避難用タラップ	地階を除く階数が11以上のもの又は地盤面からの高さが31mを超えるもの		条例50条
消 防 用 水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上 (※9)		政令27条
	高さ31mを超えるかつ延べ面積(地階に係るものを除く)25,000m <sup>2</sup> 以上		
連 結 散 水 設 備	地 階	床面積の合計 700m <sup>2</sup> 以上	政令28条の2
連 結 送 水 管	一 般	地階を除く階数が7以上 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上	政令29条
		道路の用に供される部分を有するもの	
	屋 上 部 分	回転翼航空機の発着場・自動車駐車場	条例53条
非常コンセント設備	一 般	地階を除く階数が11以上の階	政令29条の2
	地 階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	条例54条
総 合 操 作 盤	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積 10,000m <sup>2</sup> 以上		告示19号
	地階の床面積合計 5,000m <sup>2</sup> 以上		

※1 可燃性液体類に係るものと除く。

※2 主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以下のもの及び5階以上の階の床面積が100m<sup>2</sup>(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあっては、200m<sup>2</sup>)以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。

※3 省令第13条で定める部分をスプリンクラー設備の設置対象から除外する。

※4 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※5 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(5)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※6 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置する。

※8 消防機関(消防署、出張所及び救急ワークステーションをいう。)からの歩行距離が500m以下である場所を除く。

※9 同一敷地内に別表第1(1)項から(5)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超えるか、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

### 33. 令別表第1(18)項の防火対象物

延長50m以上のアーケード

消防用設備等	設置基準			関係法令		
消火器具	「少量危険物」「指定可燃物」の貯蔵取扱所			政令10条		
火気等使用場所				条例41条		
屋内消火栓設備	指定可燃物(※1)	危険物政令別表第4の数量の750倍以上		政令11条		
スプリンクラー設備	指定可燃物(※1)	危険物政令別表第4の数量の1,000倍以上		政令12条		
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	屋上部分	回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場		[泡・粉末]		
	自動車の修理整備部分	地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上	[ハロゲン・泡]		
		1階	500m <sup>2</sup> 以上	[不活性ガス・粉末]		
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上	[水噴霧・泡]		
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	[不活性ガス・粉末]		
	駐車場(※2)	地階・2階以上の階	200m <sup>2</sup> 以上	[水噴霧・泡]		
		床面積 1階	500m <sup>2</sup> 以上	[不活性ガス・粉末]		
		屋上	300m <sup>2</sup> 以上	[ハロゲン]		
		機械装置駐車	収容台数10台以上	[水噴霧・泡]		
		2階以上の階にわたり吹抜共有		[不活性ガス・粉末]		
発電機・変圧器等 電気設備	床面積の合計 200m <sup>2</sup> 以上			ハロゲン		
	床面積 200m <sup>2</sup> 以上			[不活性ガス・ハロゲン・粉末]		
	床面積 200m <sup>2</sup> 以上			[不活性ガス・ハロゲン・粉末]		
	床面積 500m <sup>2</sup> 以上			[不活性ガス・ハロゲン・粉末]		
	指定可燃物	危険物別表第4の数量の1,000倍以上		[水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン・粉末～品名ごとに適応する消火設備]		
屋外消火栓設備	冷凍室又は冷蔵室			[不活性ガス・ハロゲン]		
	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上			[不活性ガス・ハロゲン]		
動力消防ポンプ設備	1・2階床面積合計 耐火建築物:9,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:6,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:3,000m <sup>2</sup> 以上			(※3)		
自動火災報知設備	政令19条			政令20条		
	屋内・屋外消火栓設備設置対象物					
	指定可燃物	危険物別表第4の数量の500倍以上				
	道路の用に供する部分	屋上部分	床面積 600m <sup>2</sup> 以上			
		屋上部分以外	床面積 400m <sup>2</sup> 以上	政令21条		
ガス漏れ火災警報設備	駐車場部分(※4)	地階・2階以上の階 200m <sup>2</sup> 以上				
	通信機器室	床面積 500m <sup>2</sup> 以上				
	温泉採取設備	収容人員 1人以上(温泉法第14条の5第1項の確認を受けたものを除く)		政令21条の2		
消防用水	敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で1・2階床面積合計 耐火建築物:15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐火建築物:10,000m <sup>2</sup> 以上、その他の建築物:5,000m <sup>2</sup> 以上			(※5)		
	高さ31mを超える延べ面積(地階に係るものと除く)25,000m <sup>2</sup> 以上					
連結送水管	一般	全 部		政令29条		
非常コンセント設備	地	階	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	条例54条		

※1 可燃性液体類に係るものと除く。

※2 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※3 同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。

※4 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。

※5 同一敷地内に別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物(高さが31mを超えるか、延べ面積が25,000m<sup>2</sup>以上の建築物を除く。)が2以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあっては15,000m<sup>2</sup>、準耐火建築物にあっては10,000m<sup>2</sup>、その他の建築物にあっては5,000m<sup>2</sup>でそれぞれ除した商の和が1以上となるものであるときは、これらの建築物は、1の建築物とみなす。

## 第7 設備別消防用設備等設置基準早見表

用語例は「第6 用途（項）別消防用設備等設置基準早見表」のとおり

別表第1 の用途		防火対象物	消火器具（政令第10条、省令第6条・第7条、条例第41条）			屋内消火栓設備（政令第11条、条例第43条）		
			一般 (延面積m <sup>2</sup> )以上	地階・無窓階 又は3階以上 の階	電気設備、 多量の火気 がある場所 (条例第41条 第2項)	一般 (延面積m <sup>2</sup> )以上	地階・無窓階 4階以上の階 (床面積m <sup>2</sup> )以上	条例 地階を除く階数 が5以上のもの
1	イ● ロ●	劇場等 集会場等	全部			500 (1,000) [1,500]	100 (200) [300]	
				150				
2	イ● ロ● ハ● ニ●	キャバレー等 遊技場等 性風俗関連特 殊営業店舗等 個室型店舗	全部					
3	イ● ロ●	料理店等 飲食店						
4	●	百貨店等	150					
5	イ● ロ	旅館等 共同住宅等				700 (1,400) [2,100]	150 (300) [450]	全部
6	イ● ロ● ハ● ニ●	病院等 福祉施設等（主に避 難困難者入所） 福祉施設等 ((6)項口以外) 幼稚園等	全部 (4)は150 全部		①火花を生ずる 設備のある場所 ②電気設備のあ る場所 ③多量の火気を 使用する場所 ④放射性同位元 素等を貯蔵・取 り扱う場所 ⑤屋上の飲食店 等	※ (6)項イ(1)及び(2)並び にロにあっては 700 (※1) [※2]		
7		学校等		床面積 50 m <sup>2</sup> 以上		※屋内消火栓設備共通事 項 （）内の数値は主要構 造部が準耐火で内装制限 したもの又は耐火で内装 制限のないもの。 [ ]内の数値は主要構 造部が耐火で内装制限し たもの。		
8		図書館等		300				
9	イ● ロ	蒸気浴場等 一般浴場	150					
10		車両停車場等		300				
11		神社等		300				
12	イ ロ	工場等 スタジオ等				1,000 (2,000) [3,000]	200 (400) [600]	
13	イ ロ	車庫・駐車場 飛行機等の格納庫	150			700 (1,400) [2,100]	150 (300) [450]	
14		倉庫						
15		その他の事業場	300			700 (1,400) [2,100]	150 (300) [450]	
16	イ● ロ	特定用途の存する 複合用途 特定用途の存 しない複合用途	条例300 条例以外 は各用途 ごと算定			1,000 (2,000) [3,000]	200 (400) [600]	
16の2	●	地下街						
16の3	●	準地下街	全部					
17		文化財						
18		アーケード						
少量危険物		指定数量ごとに1単位以上						
指定可燃物		危政令別表第4の数量の50倍ごとに1単位以上 危政令別表第4の数量の500倍以上は大型消火器				危政令別表第4の数量の750倍以上（可燃性液体類に係るもの を除く）		

※1 1,400m<sup>2</sup>又は1,000m<sup>2</sup>に政令第12条第2項第3号の2に規  
定する省令第13条の5の2で定める部分の床面積の合計を加え  
た面積のいざれか小さい面積以上

※2 2,100m<sup>2</sup>又は1,000m<sup>2</sup>に政令第12条第2項第3号の2に規  
定する省令第13条の5の3で定める部分の床面積の合計を加え  
た面積のいざれか小さい面積以上

別表第1 の用途		防火対象物	スプリンクラー設備 (政令第12条、条例第44条)					
			一般 (延面積m <sup>2</sup> ) 以上	地階、無窓階 (床面積m <sup>2</sup> ) 以上	4~10階 (床面積m <sup>2</sup> ) 以上	11階以上 のもの	11階以上 の階	条例 31 mを超える階
1	イ●	劇場等	平屋建て以外6,000 舞台部は床面積500	1,000 舞台部は300	1,500 舞台部は300			
	ロ●	集会場等						
2	イ●	キャバレー等						
	ロ●	遊技場等						
	ハ●	性風俗関連特殊営業店舗等	平屋建て以外6,000		1,000			
	ニ●	個室型店舗		1,000		全部		床面積合計1,000m <sup>2</sup> 以上
3	イ●	料理店等			1,500			
	ロ●	飲食店						
4	●	百貨店等	平屋建て以外3,000		1,000			
5	イ●	旅館等	平屋建て以外6,000		1,500			
	ロ	共同住宅等		条例 2,000			全部	
6	イ●	病院等	(1)及び(2) 全部 平屋建て以外 (1)~(3) 3,000 (4) 6,000	1,000	1,500			
	ロ●	福祉施設等(主に避難困難者入所)	全部 ※1					
	ハ●	福祉施設等((6)項口以外)	平屋建て以外6,000	1,000	1,500			
	ニ●	幼稚園等						
7		学校等		条例 2,000			全部	
8		図書館等					全部	
9	イ●	蒸気浴場等	平屋建て以外6,000	1,000	1,500	全部		
	ロ	一般浴場						
10		車両停車場等						
11		神社等						
12	イ	工場等		条例 2,000				
	ロ	スタジオ等	条例 スタジオ部分の 階で500		条例 スタジオ部分300			
13	イ	車庫・駐車場						
	ロ	飛行機等の格納庫						
14		倉庫	ラック式倉庫 天井高 10m超えで延べ面積 700(1,400)[2,100]		条例 2,000			
15		その他の事業場						
16	イ●	特定用途の存する複合用途	特定用途3,000	特定用途1,000	特定用途1,500 ((2)項・(4)項が 存する階は 1,000)	全部 (※2)		
	ロ	特定用途の存しない複合用途				全部		
16の2	●	地下街	1,000 (6)項イ(1)若しくは (2)又はロの部分					
16の3	●	準地下街	1,000かつ 特定用途500					
17		文化財				全部	全部	
18		アーケード						
指定可燃物			危政令別表第4の数量の1,000倍以上 (可燃性液体類に係るもの除く)					

※1 政令別表第1(6)項ロ(2)、(4)及び(5)で介助がなければ避難できない者として省令第12条の3で定める者を主として入居させるもの以外は275

※2 小規模特定用途複合防火対象物で、次のア及びイに掲げる部分以外の部分で10階以下の階に存するものは設置対象から除外する。

ア (6)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

イ (6)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分(省令12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のものは、床面積が275m<sup>2</sup>以上のものに限る。)

別表第1 の用途		防火対象物	水噴霧消火設備 (政令第13条)	泡消火設備 (政令第15条) 粉末消火設備 (政令第18条)	不活性ガス消火設備 (政令第16条) ハロゲン化物消火設備 (政令第17条)
1	イ● 口●	劇場等 集会場等	1) 道路の用に供する部分 ・屋上600m <sup>2</sup> 以上 ・その他400m <sup>2</sup> 以上  2) 駐車の用に供する部分 ・地階、2階以上200m <sup>2</sup> 以上 ・1階500m <sup>2</sup> 以上 ・屋上300m <sup>2</sup> 以上 (ただし、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く)  3) 機械式駐車10台以上	1) 飛行機又は回転翼航空機の格納庫  2) 屋上部分で回転翼航空機又は垂直離着陸航空機の発着の用に供するもの  3) 道路の用に供する部分 ・屋上600m <sup>2</sup> 以上 ・その他400m <sup>2</sup> 以上  4) 自動車の修理又は整備の用に供される部分 ・地階、2階以上200m <sup>2</sup> 以上 ・1階500m <sup>2</sup> 以上 ・屋上300m <sup>2</sup> 以上 (ただし、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く)  5) 駐車の用に供する部分 ・地階、2階以上200m <sup>2</sup> 以上 ・1階500m <sup>2</sup> 以上 ・屋上300m <sup>2</sup> 以上 (ただし、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く)  6) 機械式駐車10台以上  7) 発電機・変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分の床面積が200m <sup>2</sup> 以上 ※泡消火設備は対象外  8) 鍛造場・ボイラー室・乾燥室等多量の火気を使用する部分の床面積が200m <sup>2</sup> 以上 ※泡消火設備は対象外  9) 通信機器室の床面積が500m <sup>2</sup> 以上 ※泡消火設備は対象外	1) 道路の用に供する部分 ・屋上600m <sup>2</sup> 以上 ・その他400m <sup>2</sup> 以上 ※ハロゲン化物消火設備は対象外  2) 自動車の修理又は整備の用に供される部分 ・地階、2階以上200m <sup>2</sup> 以上 ・1階500m <sup>2</sup> 以上  3) 駐車の用に供する部分 ・地階、2階以上200m <sup>2</sup> 以上 ・1階500m <sup>2</sup> 以上 ・屋上300m <sup>2</sup> 以上 (ただし、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く)  4) 機械式駐車10台以上  5) 発電機・変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分の床面積が200m <sup>2</sup> 以上  6) 鍛造場・ボイラー室・乾燥室等多量の火気を使用する部分の床面積が200m <sup>2</sup> 以上  7) 通信機器室の床面積が500m <sup>2</sup> 以上 ※泡消火設備は対象外
2	イ● 口● ハ● ニ●	キヤバレー等 遊技場等 性風俗関連特 殊営業店舗等 個室型店舗	条例45条 2以上の階にわたり吹抜けを共有する駐車の用に供する部分で床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以上	条例45条 2以上の階にわたり吹抜けを共有する駐車の用に供する部分で床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以上	条例45条 1) 2以上の階にわたり吹抜けを共有する駐車の用に供する部分で床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以上 2) 冷凍室又は冷蔵室の部分で床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上
3	イ● 口●	料理店等 飲食店			
4	●	百貨店等			
5	イ● 口	旅館等 共同住宅等			
6	イ● 口● ハ● ニ●	病院等 福祉施設等(主に避難困難者入所) 福祉施設等((6)項口以外) 幼稚園等			
7		学校等			
8		図書館等			
9	イ● 口	蒸気浴場等 一般浴場			
10		車両停車場			
11		神社等			
12	イ 口	工場等 スタジオ等			
13	イ 口	車庫・駐車場 飛行機等の格納庫			
14		倉庫			
15		その他の事業場			
16	イ● 口	特定用途の存する複合用途 特定用途の存しない複合用途			
16の2	●	地下街			
16の3	●	準地下街			
17		文化財			
18		アーケード			
指定可燃物		危政令別表第4の数量の1,000倍以上	*物品により適応する消火設備が違う		

別表第1 の用途		防火対象物	屋外消火栓設備(政令第19条)	動力消防ポンプ設備(政令第20条)
1	イ● ロ●	劇場等 集会場等	1) 1階又は1階及び2階の部分の床面積の合計が ① 耐火建築物は9,000m <sup>2</sup> 以上 ② 準耐火建築物は6,000m <sup>2</sup> 以上 ③ その他の建築物は3,000m <sup>2</sup> 以上	1) 屋内消火栓設備の設置対象物 (16の2項は除く)  <b>設置免除</b> 屋外消火栓設備又は1階若しくは2階に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備を設置したときには免除
2	イ● ロ● ハ● ニ●	キャバレー等 遊技場等 性風俗関連特 殊営業店舗等 個室型店舗	2) 同一敷地内にある2以上の建築物(耐火建築物、準耐火建築物を除く)で相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が 1階では3m以内 2階では5m以内 である部分を有するものは1の建築物とみな し、上記1)を適用する	2) 屋外消火栓設備の設置対象物  <b>設置免除</b> 屋外消火栓設備又は1階若しくは2階にスプリ ンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設 備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消 火設備、粉末消火設備を設置したときには免 除
3	イ● ロ●	料理店等 飲食店		
4	●	百貨店等		
5	イ● ロ	旅館等 共同住宅等		
6	イ● ロ● ハ● ニ●	病院等 福祉施設等(主に避 難困難者入所) 福祉施設等 (6)項口以外 幼稚園等		
7		学校等		
8		図書館等		
9	イ● ロ	蒸気浴場等 一般浴場		
10		車両停車場等		
11		神社等		
12	イ ロ	工場等 スタジオ等		
13	イ ロ	車庫・駐車場 飛行機等の格納庫		
14		倉庫		
15		その他の事業場		
16	イ● ロ	特定用途の存する複合用途 特定用途の存しない複合用途		
16の2	●	地下街		
16の3	●	準地下街		
17		文化財	上記1)、2)と同じ	
18		アーケード		

別表第1 の用途		防火対象物	自動火災報知設備(政令第21条、条例第47条)				
一般(延面積m²)以上	特定一階段等防火対象物		地階・無窓階又は3階以上(床面積m²)以上	11階以上	その他		
1 イ● 創劇場等		300	300	300	300	300	300
ロ● 集会場等							
2 イ● キャバレー等		300	300	300	300	300	300
ロ● 遊技場等							
ハ● 性風俗関連特殊営業店舗等							
ニ● 個室型店舗		全部					
3 イ● 料理店等		300	300	300	300	300	300
ロ● 飲食店							
4 ● 百貨店等							
5 イ● 旅館等		全部			300		300
ロ● 共同住宅等		500					
6 イ● 病院等	(1)~(3) 全部 (4) 300	全部					
ロ● 福祉施設等(主に避難困難者入所)	全部						
ハ● 福祉施設等(6項口以外)	全部(※1)	全部					
ニ● 幼稚園等	300						
7 学校等		500	500	500	500	500	500
8 図書館等							
9 イ● 蒸気浴場等	200	全部					
ロ● 一般浴場	500						
10 車両停車場等							
11 神社等	1,000						
12 イ● 工場等		500	500	500	500	500	500
ロ● スタジオ等							
13 イ● 車庫・駐車場							
ロ● 飛行機等の格納庫	全部						
14 倉庫	500						
15 その他の事業場	1,000						
16 イ● 特定用途の存する複合用途(※3)	300(※2)	全部	地階又は無窓階に存する(2)項、(3)項の床面積合計100以上				
ロ● 小規模特定用途複合防火対象物	4,100(※4)						
16の2 ● 地下街	300(※5)		300				
16の3 ● 準地下街	500かつ特定用途300		300				
17 文化財	全部						
18 アーケード			300				
指定可燃物		危政令別表第4の数量の500倍以上					

※1 利用者を入居させ又は宿泊させるもの以外は300

※2 小規模特定用途複合防火対象物(政令第21条第1項第8号の防火対象物を除く。)の部分(政令第21条第5号及び第11号から15号までを除く。)のうち、次のア及びイに掲げる部分以外の部分で、政令別表第1各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項(10項口及び16項から20項までを除く。)のいずれかの用途に供される部分で、当該用途部分の床面積(その用途部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合は、その用途部分及び次のア又はイの用途部分の床面積の合計)が500m²未満(11項及び15項の用途部分の場合は、1,000m²未満)であるものには、感知器、地区音響装置及び発信機を設けることを要しない。

ア (2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで及び(6)項口に掲げる防火対象物

イ (6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

※3 上記※2に該当する部分のうち、[小規模特定用途複合防火対象物]欄に該当する部分には、感知器、地区音響装置及び発信機を設けなければならない。

※4 (2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで及び(6)項口及び(6)項ハ(利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る。)の用途に供する部分は除く。

※5 (2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで及び(6)項口及び(6)項ハ(利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る。)の用途に供する部分は全部

別表第1 の用途		防火対象物	ガス漏れ火災警報設備 (政令第21条の2)	漏電火災警報器 (政令第22条)	消防機関へ通報する火災報知設備 (政令第23条)	
			(延面積m <sup>2</sup> ) 以上	契約電流 容量	(延面積m <sup>2</sup> ) 以上	設置の免除 <要件>
1	イ●	劇場等				①消防機関から10km 以上離れているもの
	ロ●	集会場等				②次に掲げる場所 ア 消防機関が存する 建築物内 イ 消防機関からの歩 行距離が500m以下 である場所(※1)
2	イ●	キャバレー等			500	③常時通報できる電話 が設置されているもの (以下共通)
	ロ●	遊技場等				
	ハ●	性風俗関連特殊営業店舗等	地階の床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上	300		
	二●	個室型店舗		50アンペア をこえるもの		
3	イ●	料理店等			1,000	
	ロ●	飲食店				
4	●	百貨店等			500	
5	イ●	旅館等		150		①、②
	ロ	共同住宅等			1,000	①、②、③
6	イ●	病院等		300	(1)~(3)全部 (4)500	①、②
	ロ●	福祉施設等(主に避 難困難者入所)			全部	
	ハ●	福祉施設等 (6)項ロ以外)			500	
	二●	幼稚園等				
7		学校等		500		
8		図書館等				
9	イ●	蒸気浴場等	地階の床面積合計 1,000m <sup>2</sup> 以上	150	1,000	
	ロ	一般浴場				
10		車両停車場等		500		
11		神社等				
12	イ	工場等		300	500	
	ロ	スタジオ等				
13	イ	車庫・駐車場			1,000	①、②、③
	ロ	飛行機等の格納庫				
14		倉庫				
15		その他の事業場				
16	イ●	特定用途の存する複合用途	地階の床面積合計1,000以上 で特定用途の床面積合計が 500以上	延面積500以 上で特定用途 の床面積合計 300以上	50アンペア をこえるもの	各用途ごと算 定
	ロ	特定用途の存しない複合用途		各用途ごと算 定		
16の2	●	地下街	延面積1,000m <sup>2</sup> 以上	300		
16の3	●	準地下街	延面積1,000m <sup>2</sup> 以上で特定用 途の床面積合計500m <sup>2</sup> 以上		全部	
17		文化財		500		
18		アーケード				

※1 政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)、(16)項  
イ、(16の2)項並びに(16の3)項に掲げる  
防火対象物(16項イ、(16の2)項及び  
(16の3)項は(6)項イ(1)又は(2)の部分が  
存するものに限る。)は除く。

別表第1 の用途		防火対象物	非常警報器具・非常警報設備(政令第24条)		
			非常警報器具 (収容人員)	非常警報設備	
				非常ベル・自動式サイレン又は放送設備 のうちいづれかを設置(収容人員)	放送設備と非常ベル又は自動式サイレン を併置(収容人員)(階数)
1	イ● ロ●	劇場等 集会場等			
2	イ● ロ● ハ● ニ●	キャバレー等 遊技場等 性風俗関連特殊営業店舗等 個室型店舗			300人以上
3	イ● ロ●	料理店等 飲食店	20人以上50人未満		
4	●	百貨店等	20人以上50人未満		
5	イ● ロ	旅館等 共同住宅等	20人以上		800人以上
6	イ● ロ● ハ● ニ●	病院等 福祉施設等(主に避難困難者入所) 福祉施設等((6)項ロ以外) 幼稚園等	20人以上50人未満	20人以上	300人以上
7		学校等		1) 50人以上 2) 地階、無窓階の合計20人以上	1) 地階を除く階数が11以上 2) 地階の階数が3以上
8		図書館等			
9	イ● ロ	蒸気浴場等 一般浴場	20人以上50人未満	20人以上	300人以上
10		車両停車場等			
11		神社等			
12	イ ロ	工場等 スタジオ等	20人以上50人未満		
13	イ ロ	車庫・駐車場 飛行機等の格納庫			
14		倉庫			
15		その他の事業場			
16	イ● ロ	特定用途の存する複合用途 特定用途の存しない複合用途			500人以上
16の2	●	地下街			全部
16の3	●	準地下街			
17		文化財			
18		アーケード			

別表第1 の用途		防火対象物	避難器具(政令第25条、条例第49条・第50条)		
			必要とする階、収容人員及び建物の構造の条件	一階段対象物	条例規制
1	イ●	劇場等			
	ロ●	集会場等			
2	イ●	キヤバレー等			
	ロ●	遊技場等			
	ハ●	性風俗関連特 殊営業店舗等	2階以上の階又は地階で階の収容人員が50人以上 (ただし、主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)		6階以上の階で階の収容人員が30人以上
	ニ●	個室型店舗			
3	イ●	料理店等			
	ロ●	飲食店			
4	●	百貨店等			
5	イ●	旅館等	2階以上の階又は地階で階の収容人員が30人以上 (下階に(1)項から(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項が存するものは収容人員が10人以上)		
	ロ●	共同住宅等			
6	イ●	病院等			
	ロ●	福祉施設等(主に 避難困難者入所)	2階以上の階又は地階で階の収容人員が20人以上 (下階に(1)項から(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項が存するものは収容人員が10人以上)		
	ハ●	福 祉 施 設 等 ( (6) 項 ロ 以 外 )			
	ニ●	幼稚園等			
7		学校等			
8		図書館等			
9	イ●	蒸気浴場等	2階以上の階又は地階で階の収容人員が50人以上 (ただし、主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く)		
	ロ●	一般浴場			
10		車両停車場等			
11		神社等			
12	イ	工場等	3階以上の階 又は地階	・3階以上の無窓階又は地階で階の収容人 員が100人以上 ・3階以上の無窓階以外の階で階の収容人 員が150人以上	
	ロ	スタジオ等			
13	イ	車庫・駐車場			
	ロ	飛行機等の格納庫			
14		倉庫			
15		その他の事業場	3階以上の階 又は地階	・3階以上の無窓階又は地階で階の収容人 員が100人以上 ・3階以上の無窓階以外の階で階の収容人 員が150人以上	
16	イ●	特定用途の存する複合用途			
	ロ	特定用途の存しない複合用途			
16の2	●	地下街			
16の3	●	準地下街			
17		文化財			
18		アーケード			

別表第1 の用途		防火対象物	誘導灯・誘導標識(政令第26条、条例第51条)											
			避難口誘導灯		室内通路誘導灯		廊下通路 誘導灯	階段通路 誘導灯	客席 誘導灯	誘導標識				
			当該階の床面積 (m <sup>2</sup> )		当該階の床面積 (m <sup>2</sup> )									
			1,000以上	1,000未満	1,000以上	1,000未満								
1	イ●	劇場等								全部				
	ロ●	集会場等												
2	イ●	キャバレー等	全部 ※1 A級又はB級で20 カンドラ以上若しくは 点滅機能を有するもの (以下同じ)	全部 ※3 C級以 上「矢印付 きはB級以 上」(以下 同じ)	全部 ※2 A級又 はB級で25 カンドラ以 上(以下同 じ)	全部 ※4 C級以 上(以下同 じ)	全部 ※4	全部						
	ロ●	遊技場等												
	ハ●	性風俗蘭連特 殊営業店舗等												
3	イ●	個室型店舗												
	ロ●	料理店等												
4	●	飲食店												
	●	百貨店等												
5	イ●	旅館等	全部 ※3	地階・無窓階・11階以上 ※3	全部 ※4	地階・無窓階・11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4						
	ロ●	共同住宅等												
6	イ●	病院等	全部 ※3		全部 ※4	全部 ※4	全部							
	ロ●	福祉施設等(主に 避難困難者入所) (6)項以外												
	ハ●	幼稚園等												
7		学校等	地階・無窓階・11階以上 ※3  条例 延面積300m <sup>2</sup> 以上 ※3	地階・無窓階・11階以上 ※4  条例 延面積300m <sup>2</sup> 以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4				
		図書館等												
8	イ●	蒸気浴場等	全部 ※1	全部 ※3	全部 ※2	全部 ※4	全部 ※4	全部	全部					
	ロ●	一般浴場												
10		車両停車場等	地階・無窓階・11階以上 ※1		地階・無窓階・11階以上 ※2									
		神社等												
11	イ●	工場等	地階・無窓階・11階以上 ※3  条例 延面積300m <sup>2</sup> 以上 ※3		地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4					
	ロ●	スタジオ等												
12	イ●	車庫・駐車場	地階・無窓階・11階以上 ※4  地階・無窓階・11階以上 ※4		地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4					
	ロ●	飛行機等の格納庫												
13		倉庫	地階・無窓階・11階以上 ※3  地階・無窓階・11階以上 ※3		地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4					
		その他事業場												
16	イ●	特定用途の存する複合用途(※5)	全部 なお、(1)項 から(4)項ま で若しくは (9)項が存 する階でそ の床面積が 1,000m <sup>2</sup> 以上 は※1	全部 ※3	全部 なお、(1)項 から(4)項ま で若しくは (9)項が存 する階でそ の床面積が 1,000m <sup>2</sup> 以上 は※2	全部 ※4	全部 ※4	全部	全部	1項部 分				
		小規模特定用途複合防火対象物	条例 延面積300m <sup>2</sup> 以上 ※3 ※6		条例 延面積300m <sup>2</sup> 以上 ※4 ※7	条例 延面積 300m <sup>2</sup> 以上 ※4 ※7	条例 延面積 300m <sup>2</sup> 以上 ※7	地階・無窓階・ 11階以上 ※4	地階・無窓階・ 11階以上 ※4					
	ロ●	特定用途の存しない複合用途												
16の2	●	地下街	全部 ※1		全部 ※2	全部 ※4	全部	全部	1項部 分					
16の3	●	準地下街												

全部  
ただし、誘導灯の有効範囲内には設置しないことができる

※5 省令第28条の2第2項第4号で定める部分のうち、[小規模特定用途複合防火対象物]欄に該当する部分には、誘導灯を設けなければならない。

※6 小規模特定用途複合防火対象物のうち、(7)項又は(12)項部分の床面積の合計が延べ面積の90%以上、かつ、(7)項又は(12)項部分以外の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満のものに限る。

※7 小規模特定用途複合防火対象物のうち、(7)項部分の床面積の合計が延べ面積の90%以上、かつ、(7)項部分以外の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満のものに限る。

別表第1 の用途		防火対象物	消防用水(政令第27条)	排煙設備 (政令第28条)	連結散水設備 (政令第28条の2)
1	イ● ロ●	劇場等 集会場等	1) 敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で、建築物の地上1階及び2階の床面積の合計(平屋建の場合は1階の床面積)が ・耐火建築物は15,000m <sup>2</sup> 以上 ・準耐火建築物は10,000m <sup>2</sup> 以上 ・その他の建築物は5,000m <sup>2</sup> 以上	舞台部床面積 500m <sup>2</sup> 以上	
2	イ● ロ● ハ● ニ●	キヤバレー等 遊技場等 性風俗関連特殊営業店舗等 個室型店舗	2) 同一敷地内に2以上の(1)項から(15)項まで、(17)項、(18)項の建築物がある場合(ただし右欄の建築物は除く)に、これらの建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が 1階は3m以内 2階は5m以内 の部分を有し、かつ、建築物の地上1階及び2階の床面積(平屋建の場合は1階の床面積)を ・耐火建築物は15,000m <sup>2</sup> ・準耐火建築物は10,000m <sup>2</sup> ・その他の建築物は5,000m <sup>2</sup> で除した商の和が1以上となるとき、これらの建築物は1)の適用について、1)の建築物とみなす。	地階又は無窓階の床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	
3	イ● ロ●	料理店等 飲食店			
4	●	百貨店等			
5	イ● ロ	旅館等 共同住宅等			
6	イ● ロ● ハ● ニ●	病院等 福祉施設等(主に避難困難者入所) 福祉施設等(6)項ロ以外) 幼稚園等			地階の床面積合計700m <sup>2</sup> 以上
7		学校等			
8		図書館等			
9	イ● ロ	蒸気浴場等 一般浴場		建築物の高さが31mを超え、かつ地階を除く延面積が25,000m <sup>2</sup> 以上	
10		車両停車場等			
11		神社等			
12	イ ロ	工場等 スタジオ等			
13	イ ロ	車庫・駐車場 飛行機等の格納庫			
14		倉庫			
15		その他の事業場			
16	イ● ロ	特定用途の存する複合用途 特定用途の存しない複合用途	上記1)、2)に同じ (※1)	各用途ごと算定	各用途ごと算定
16の2	●	地下街		延面積1,000m <sup>2</sup> 以上	延面積700m <sup>2</sup> 以上
16の3	●	準地下街			
17		文化財	上記1)、2)に同じ		
18		アーケード			

※1 政令第9条の規定により、政令別表第1(1)項から(15)項までのいずれかの用途が含まれているため、同じと捉える。

別表第1 の用途		防火対象物	連結送水管 (政令第29条)	非常コンセント設備 (政令第29条の2)	無線通信補助設備 (政令第29条の3)	総合操作盤 (省令第12条第1項第8号)
1	イ● ロ●	劇場等 集会場等				
2	イ● ロ● ハ● ニ●	キャバレー等 遊技場等 性風俗関連特 殊営業店舗等 個室型店舗				
3	イ● ロ●	料理店等 飲食店				
4	●	百貨店等				
5	イ● ロ●	旅館等 共同住宅等				
6	イ● ロ● ハ● ニ●	病院等 福祉施設等(主に避 難困難者入所) 福祉施設等 ((6)項口以外) 幼稚園等	1) 地階を除く階数が7以上  2) 地階を除く階数が5以上で延面積が6,000m <sup>2</sup> 以上  3) (16の2)項で延面積 1,000m <sup>2</sup> 以上  4) 道路の用に供される部 分を有するもの	地階を除く 階数が11以上	1) (1)項から(16)項で次の いずれかに該当するもの ・延面積50,000m <sup>2</sup> 以上 ・地階を除く階数が15以 上で延面積30,000m <sup>2</sup> 以上  2) (16の2)項 延面積1,000m <sup>2</sup> 以上	
7		学校等				
8		図書館等				
9	イ● ロ●	蒸気浴場等 一般浴場				
10		車両停車場等				
11		神社等				
12	イ ロ	工場等 スタジオ等				
13	イ ロ	車庫・駐車場 飛行機等の格納庫				
14		倉庫				
15		その他の事業場				
16	イ● ロ●	特定用途の存する複合用途 特定用途の存しない複合用途				
16の2	●	地下街		延面積1,000m <sup>2</sup> 以上	延面積1,000m <sup>2</sup> 以上	
16の3	●	準地下街		地階で階の床面積が1,000 m <sup>2</sup> 以上		
17		文化財		地階を除く階数11以上 <b>条例54条</b> 地階で階の床面積が1,000m <sup>2</sup> 以 上		
18		アーケード	全部(条例53条も適用)			

●消火器具の能力単位の数値の算定

防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を次の表に定める面積で除して得た数以上の数値となるように算定する

防 火 対 象 物 の 区 分	面 積
令別表第1(1)項イ、(2)項、(16の2)項、(16の3)項及び(17)項に掲げる防火対象物	50m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )※
令別表第1(1)項ロ、(3)項から(6)項まで、(9)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物	100m <sup>2</sup> (200m <sup>2</sup> )※
令別表第1(7)項、(8)項、(10)項、(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物	200m <sup>2</sup> (400m <sup>2</sup> )※

※ ( )内の数値は、主要構造部を耐火構造とし、内装制限とした場合に適用する。(省令第6条第2項)

●非常電源の設置区分・種別

消防用設備等	自家発電設備	蓄電池設備	非常電源専用受電設備	燃料電池設備	容量 (分以上)
屋内消火栓設備・スプリンクラー設備 水噴霧消火設備・泡消火設備・屋外消火栓設備 ・排煙設備・非常コンセント設備	○	○	▽	○	30
無線通信補助設備	×	●	▼	×	30
不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・ 粉末消火設備	○	○	×	○	60
連結送水管	○	○	▽	○	120
ガス漏れ火災警報設備 (※1)	×	●	×	×	10
自動火災報知設備・非常警報設備	×	●	▼	×	10
誘導灯	×	●	×	×	20 (※2)
排ハロン・排CO <sub>2</sub>	○	○	○	○	60
総合操作盤	○	○	▽	○	120

備 考

- ・ ○印は使用できるもの。
- ・ ●印は直交変換装置を有する蓄電池設備を除く。
- ・ ×印は使用できないもの。
- ・ ▽、▼印は延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以上の特定防火対象物は使用できない。(▽印は小規模特定用途複合防火対象物を除く。)
- ・ ※1は、2回線を1分間有効に作動させ、同時にその他の回線を1分間監視状態にすることができる容量以上の容量を有する予備電源又は直交変換装置を有しない蓄電池設備を設ける場合には、自家発電設備、直交変換装置を有する蓄電池設備又は燃料電池設備によることができる。
- ・ ※2は、(1)～(16)項で延べ面積が50,000m<sup>2</sup>以上又は地階を除く階数が15以上で延べ面積が30,000m<sup>2</sup>以上の防火対象物若しくは(16の2)項で延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以上の防火対象物で、次に掲げる部分に設けるものは60分以上とする。(平成11年告示第2号 第4)

- ① 省令28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる出入口
- ② 避難階で上記①イの避難口に通ずる廊下及び通路
- ③ 直通階段

また、20分を超える時間における作動に係る容量にあっては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によることができる。

**Sapporo Fire Bureau  
Fire Prevention Department  
Guidance Section**



初 版 平成 24 年 4 月

第 2 版 平成 25 年 3 月

第 3 版 平成 27 年 4 月

第 4 版 平成 28 年 7 月

消防用設備等設置基準早見表

監修

札幌市消防局予防部指導課設備係

札幌市中央区南 4 条西 10 丁目

Tel 011-215-2050